

褒賞 明治二十七年六月日本美術協会へ出品謝状ヲ受ケタリ

明治三十三年五月皇太子殿下御献納御挨拶状下賜サレ  
タリ

審査請求主眼

第五回内 勲業博覧会

〔神田 藤井収家文書〕

#### 四一〇〔神田村石綿焼〕

石綿焼

本製品は石綿及粘土を以て坯土となし、最も低火度に於て焼成せる粗陶器にして其産地に二あり、一は石川郡沢田村字沢井にして、他は西白河郡三神村字神田なり、前者は嘗て大沼郡本郷町にありし、岩田新吾氏の当地に居住し明治三十九年来製造せるものにして茶器、文房具類等を産す、原料は沢田村産石綿及同地産暗褐色の粘土を等分配合し、指頭を以て成形し轆轤を用ゆることなし、焼窯としては直径二尺、高さ一尺五寸の綿窯を用ひ炭火を以て焼成す。

他は藤井金次氏の明治二十三年に創始せるものにして、石川郡沢田村或は東白川郡宮本産の石綿と西白河郡西郷村産の黄褐色粘土とを等分調合し坯土となす、製法は沢井産と同一なれ共之に比し小規模なり、製品は茶器、湯呑等に過ぎず。

本製品は一地方の名物たるに過ぎず、一部人士の好奇心によりて多少の需要あれども、未だ陶器としての価値を發揮せるものにあらず、進で轆轤、レットルト、坩堝等の耐火用製品を製し、工業的に産するに至らば優に需用を拡張するを得べき也。

〔県立図書館明45・6刊「福島県の窯業」技録〕

## 7 交通・通信

#### 四一一〔明治元年川原田河岸・明岡河岸請負請書〕

乍恐以書付御請奉申上候

奥州阿武隈川通船之儀福嶋より川上白川迄其処二十里之間通船無之陸路量ニ而万民誠之外難渋仕候ニ付同川御取開ニ相成候得は奥羽は不及申常州関東迄之弁利筋一方不成儀ニ付弘化年中より御取開奉願上候処白川郡河原田村より田村郡鬼生田村迄十二里余之場所安政三卯年御開濟之上御免被仰付河岸并船冥加永等新規之事故追々増上納可仕筋ニ而少々宛相納申候数年新規之願望漸く相統被在候処今般、御一新ニ付右通船御取開ニ相成候ハバ莫大成万民助力ニ付悲歎之余リ

太政官會計局太田衛太郎様江奉願上候処出格之思召を以同川筋福嶋迄通船 御免被仰付冥加至極難有仕合ニ奉存候然上は以来御用向は勿論川筋不取締無之様

仰付奉畏候依之御請書奉差上候処如件

明治元辰年十二月

立会人

山川 寛治郎 印

白川郡川原田河岸 右両川岸  
石川郡明岡河岸

塩田村

塩田 惣七 印

執達 会計局附屬

同

堀江 辰三郎様

下小山田村

神尾 隣三郎 印

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一二〔明治七年九月中宿河岸株讓渡証文〕

磐前県御管下

石川郡明岡村

円谷 茂惣平殿

〔中町 円家重夫家文書〕

為取替確書

一元中宿川岸弁理ニ付須賀川御蔵所へ引川岸ニ相成居候船株貴殿

二分持之処今般示談之上山川寛治郎方江永代相讓候事

一諸荷物一駄ニ付銀三分一人ニ付銀一分宛貴殿方江永代相廻シ

候事

但月々駄数立会相改相渡候事

一笹川川岸取立方船積之儀者山川寛治郎持之分此度円谷茂惣平円

谷儀平五分宛永代為相任候事

前書之通取極申処相違無御座候然ル上者以来何事ニ不寄山川寛治

郎一已取計申候為後日確書仍如件

明治七年九月

福島県管内

岩瀬郡浜尾村

四一三〔明治八年四月阿武隈川通船願書却下福島県文書〕

阿武隈川通舟一件ニ付客冬会議之折及御打合候通舟稅御見込書

御廻し相成致落乎抑舟路相開候得者県下者勿論遠傍ニ至迄運輸之

便ヲ通シ実ニ莫太之有益ニ付是非相開度希望する処ニ候得共県下

三里余之間滝与相唱候難場二十六ヶ所有之何とも堅石突出一々撲

碎不致ニハ通船相成不申然ル処水底之巖石撲碎之方法無之且又形

高出之勢有之ニ付仮令滝与唱候難場之巖石撲碎候とも自然又滝之

如キ難場出来可申哉与存候 依之再三検査詮議ヲ加へ候得共何分

成功之日途相立不申候条左様御心得有之度仍而舟稅等見込之儀へ

別段取調不申進御廻之書類差戻候間御落手有之度右回答申進候也

辛未四月十七日

福島 県印

三春藩御中

追而本文川路之儀ハ先年来御目論見一時□□ニも相成哉ニ付御藩一手ヲ以□□□立御取掛之儀ハ当県ニ於テ別段差支無之候間為念此段申置候也

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一四〔明治八年阿武隈通船について福島県庁より三春藩庁へ

の回答書〕

大隈川之内福島より上難場普請通船相成候様御申立之処当春中御下札ニ而御許容ニ相成依而は普請取掛相成候間当管轄川筋村々江為心得可達置旨御申越之云々委細令承知候  
右御答申入候也

五月四日

福島県庁印

三春藩庁御中

追而同藩黒岡庄七郎小宮山唯路より当県庁役人宛ニ而申越候得共是ハ相除県庁より御藩宛答ヒ及候条御心得有之度候也

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一五〔明治八年阿武隈川通船願に対する三春藩庁へ白河県の

回答書〕

阿武隈川通船開業并舟税等之儀ニ付旧冬已来御懸合之趣承知いたし篤と経詮議候処右川筋相開候得共一般運輸之便利越得上下之便利不叶候得共二本松より福島迄之際川筋錐場数ヶ所有之右県見込之通何連茂巖石突出右儀撲碎候共地形之高低ニ随ひ一石越碎去ルハ又一之悪石現出は顯然ニ有之且当管内川筋之儀茂竜崎村瀑ニ至リ頗ル難場ニ而是亦撲碎候共如前上流江難所次第二相生可申ニ付差当り多分之入費は申迄茂無之成功之目的無之乍併前々御手掛之儀も有之御藩におゐて御着目之上御開業之儀当県ニ於テ差支無之依而舟税之儀も成功之上猶御懸合有之願御申度此段及御報候也

五月二十日

白河 県印

三春藩御中

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一六〔明治十三年三月阿武隈川通船開路手續書〕

御 願

阿武隈河通船河路取開候手續書

福島県磐城国白河郡明岡村平民

円谷 茂惣平

亡父内谷茂平代天保度ヨリ発起ナシ磐岩陸三国ヲ東北ニ派流ナス  
阿武隈河岩陸ヲ東流シ福島ヨリ宮城迄往古ヨリ通船運漕ノ便ヲ得  
タルト雖其源磐城白河ヨリ北流シ岩代福島ニ至ル二十八里間古來  
ヨリ通船ナス事不能公用及農商共不便利不尠爲ニ河路ヲ開キナハ  
国益ノ便大イナルヲ計リ數ヶ処嶮岩大石ヲ削除シ若干ノ金額ヲ費  
スモ国家ニ報ハント欲シ既ニ旧領主阿部榊原秋田ノ三氏ニ出願ナ  
シ該河筋ハ十有餘ヶ村ヘ示談ヲ遂ケ後ニ粉紆ノ憂ヒナキ事ヲ結約  
シ幕府ノ出管タル東白河郡塙村ノ官ニ上願シ添輸ヲ持テ出府シ幕  
府ノ官ニ情願ス指揮ニ從ヒ陸道間屋及三十有餘ヶ村ニ示談ナシ国  
益タルヲ以テ障害ナキノ定約ヲ結ヒ再ヒ出府ナシ政府ノ官ニ迫ル  
因テ年経テ河路開拓ノ御検査降着ス再ヒ添輸ヲ得テ河筋陸道一百  
有餘ヶ村落ノ旧領主十余名ヘ添輸及該村落ノ結約書ヲ以領主ノ官  
ニ迫ルト雖共區々ニシテ請書ヲ捧ルニ久フシ數年ヲ経テ屢促カシ  
テ后チ之ヲ捧ル漸クニシテ嘉永度ニ至リ河路開拓ニ着手ナス年経  
スシテ曩ニ掲ル數嶮ノ岩石削碎ナシ因テ莫大ノ金員ヲ費用ス后チ  
安政二卯年岩代国岩瀬郡浜尾村平民山川寛次郎ナル者同意シテ政  
府ノ許可ヲ得テ白河ヨリ福島迄河路開拓ノ請負ト号ス白河ヨリ二  
里下モ西白河郡河原田ヲ着トシテ同郡明岡岩瀬郡須賀川田村郡鬼  
生田ノ該四ヶ所ヘ荷積荷請ノ河岸場ヲ設置シ該河路十有餘里ヲ開

拓シ国益通船ノ便ヲ得タリ從テ明治壬辰ノ役ニ當リ奥羽戰爭ノ際  
陸ハ流彈砲及諸軍器輸送ハカ忙烈ノ爲メ糧米運漕ノ公用ヲ勤ム故ニ一  
功ヲ奏ス後ニ三春藩ヲシテ通船係リト唱ヒ黒岡庄七郎小宮山順路  
菅野庄作該三氏ヲシテ河路開拓ノ職ヲ掌取シム依テ三氏奉職中鬼  
生田河原ヨリ下モ安達郡二本松字才俣ト申処迄河路五里間開拓ナ  
シ該入費モ悉皆我輩共ニ於テ出金ス積功ニ依テ該藩奉職中西白河  
郡河原田河原ヨリ開拓セシ河筋一般御依任ト成ル陳ルニ才俣河原  
ヨリ福島迄河路僅ニ七里間開拓ナサハ西白河郡河原田河原ヨリ宮  
城荒浜迄通船ニ及ヒナハ国益ノ便大イナル事三氏ヘ上申ス依テ未  
開ノ河路難嶮ノ岩石検査ナシ見積ノ金額ヲ定メ既ニ出願ノ含ナリ  
シモ豈計ランヤ廢藩ノ爲メ解職トナリ愁悔不過之亡父代ヨリ惟慮  
スレハ數十年間ノ入費莫大ナル為不得本望該費ヲ只冗費ニ消没ス  
ルモ実ニ不遺憾堪雖然是レヲ開クニハワズカノ河路タリトモ嶮岩  
大石諸処ニ突出シ我輩共ノ微力ニ是ヲナス事不能寬食ヲ易ンセス  
晝夜痛心ナセシニ今迄安積山掘割水利ノ御着手ト謹承ナシ該流末  
阿武隈河ニ灌注ナサハ河水増加ナシ通般ノ便不過之陋味ノ我輩等  
大ニ悦悅ナシ就テハ旧係リ三氏ヨリ旧磐前県庁ヘ積リ書ヲ捧シ如  
ク三万円余ノ金員タリトモ亡父代ヨリ志願ナシタル事半途ニシテ  
断念ナシ難ク昨明治十二年七月申御庁ヨリ右阿武隈河開拓ノ義御  
尋ニ付子メ手統キ書奉差上置候通尙未開ノ河路開拓ナシ宮城迄通  
路ノ便ヲ行ヒ度熱心ヨリシテ既ニ右川筋有志者ヲ募リ協議中ニ御

座候然ルニ方今ニ至リ従前ヨリシテ我輩共数年勞力開拓ナンタル河筋ニ於テ各村人民自己ノ適宜ニ任セ諸処ニ河岸場ヲ設ケ荷物運輪ノ通船開設出願スル者有之由右ハ我輩等発起以來年間ノ微力尽積御洞察被成下右開拓ナンタル河筋ノ内西白河郡明岡村河岸ヘ舟八艘各ヶ所ヘ廻漕店設置任聊以テ国益ノ便ヲ開キ亡父代ヨリ志願為相賃度依テ発起已來ノ情実手統書ヲ以テ奉上申候条御沙汰次第御成則ノ税納可仕候間御洞察之上特別ノ御詮議ヲ以テ御指令被成下度奉願上候也

明治十三年三月十一日

右 円 谷 茂惣平<sup>㊦</sup>

円 谷 儀 助<sup>㊦</sup>

事務取扱用係 大 木 周三郎<sup>㊦</sup>

西白河郡長

亀卦川 尚 辰殿

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一七〔明治一五年阿武隈通船明岡回漕店新設の祝辞〕

夫阿武隈川ハ源ヲ磐城国西白河郡ニ発シ岩代国ヲ東流シ陸前国荒浜ニ至テ海ニ注リ実ニ磐岩二州ノ大河ナリ祖父茂惣平一日河辺ヲ彷徨ス亡父芳平從ヒ遊フ祖父巨流ニ臨ミ慨歎シテ日此末流福島以東舟運ノ便アツテ此上流白河迄ノ間凡二十有四里舟楫ノ利ヲ欠ク

事何リヤ 全ク河底凹凸岩石堅硬ノ激流ナレバ疏通ノ功人力ノ及ハサル事ト度外ニ附スルナラン然レ共古語ニ言ハスヤ精神一到何事不成矣又曰ク世ニ為シ能ハサル業ナント若シ之ヲシテ尚廃棄セシメハ是天ノ賜ヲ空フスルナリ我今ヨリ耐認不拔ノ剛氣ヲ勵シ將ニ以舟楫ノ便ヲ開キ大ニ世ノ公益ヲ謀ラント時ニ天保八年ナリ祖父鴻業ノ企図アルヤ同志ヲ表シ来リ会スル者三名俱ニ共ニ審カニ議シ熟ヲ謀リ略々計画ナルヲ弘化元年ニ至リ領主阿部候へ願書ヲ奉呈シ川路十八里沼岸ノ村落九十八村及ヒ白河駅ヲ始メ二本松ニ至ル宿駅二十ヶ所ノ問屋ニ示談及フト雖人情旧習ニ安シ容易ク謀議ニ与ミスル者ナンシ況ヤ宿駅問屋ノ如キハ從來運輸ノ權ヲ一手ニ握リ其利ヲ壟斷シ来ル者ヲヤ故ニ彼輩ハ評スルニ山師ヲ以テス然リト雖祖父輩ハ我生涯ニシテ果サスハ子ニ孫々ヲシメ遺志ヲ継シメ以テ成功セシンハ止メサルノ剛胆少シモ不屈不挫屢々論シ屢々説キ漸ク以協議一決將來障礙ナキノ書契ヲ取り之ヲ墻屋ニ進呈セリ嘉永三年六月塙代官大草氏該川ノ領主十二藩ニ照会ノ書翰ヲ渡サレ屢々諸侯ノ問ニ往来シ遂ニ回答ノ書ヲ得テ復命ス是ニ於テ公然川筋検査ノ許可ヲ得タリ安政元年幕府勘定奉行石河侯外係リ史員数名到座シテ允許ノ命並川路開拓請負ト可称旨達セラレ且河岸船鑑札及船賃定ヲ揭示高札等相渡サレ愈素志ヲ果スノ端緒ニツキ雀躍燕舞真チニ開鑿ニ從來シ夥多ノ艱難ニ堪ヘ辛苦ヲ認ヒ二十有余年ノ星霜ヲ経テ僅ニ一線ノ航路ヲ開キ稍ク愁眉ヲ開キ歡喜ノ

色ニ頭ル時ニ至ルト雖莫大ノ資金ヲ費シ家産傾キ又資本ノ給スヘキナリ將ニ功一簣ニ欠カントス然リ而家産傾キ窮困ニ陥ル如キハ固ヨリ顧慮セサル処ナレハ確乎不拔ノ精神ヲ奮ヒ他ニ資力ヲ仰キ益々勉勵セシカ安政五年九月祖病ニ罹リ日々危篤ニ迫リシモ尚該業ノ事口ニ不絶亡父茂平ヲ枕頭ニ喚ヒ遺言スルニ我遺志ヲ続キ事業ヲ果シ益々世ノ公益ヲ興セヨト遂ニ瞑目ス其熱心斯ノ如シ亡父茂平其言心魂ニ徹シ肺肝ニ銘シ孳々汲々遺業ヲ果サン事ヲ願ヒ倍ニ開鑿ニ従事スルト雖難場數ヶ所ニシテ工事困難ヲ極ム未タ難中ノ難所竜崎ノ開鑿十分ナラス苦心焦慮發起ノ志操ヲナシ精勵セシカ四十有四年ノ歲月ヲ開鑿ニ費シ功全カラスシテ而本年一月中病床ニ伏スヤ否役ス迂生其遺業ハ継キ本年五月中全ク疏通ノ功竣レリ依而今般有志諸君ノ保護ヲ受ケ協議相熟シ非常ノ金策ヲ仰キ速ニ回漕店ヲ新設シ開業ノ盛典ヲ執行スルノ今日当リ欣喜ニ不堪故ニ祖父等先鞭ヲ着ケシヨリノ大概ヲ記シ聊祝辭ニ易フ

明治十五年 月 日

福島県磐城国西白河郡明岡村

円谷庄三

〔中町 円谷重夫家文書〕

四一八〔明治二年正月定助郷人馬割目安〕

定助郷人馬割目安

高千六十八石	成田村
一、一人二分〇六	
高千五百八十石	
一、一人七分〇四	三城目村
高千二百七十石	
一、一人四分三厘五毛	保土原村
高六百六十三石	
一、七分四厘九毛一	柿之内村
高四百八十六石	
一、五分四厘九毛一	高林村
高三百四十二石	
一、三分八厘六毛四	小川村
高六百五十三石	
一、七分三厘七毛八	飯豊村
高五百二十三石	
一、五分九厘〇九	岩淵村
高二百八十四石	
一、三分二厘〇五	大和久村
高百十石	

一、一分二厘六毛五  
高百二石 大畑村

一、一分一厘五毛二 須乗村

高二百二十五石

一、二分五厘四毛二 竜崎村

高二百七十四石

一、三分〇九毛六 北須釜村

高三百三十二石

一、三分七厘五毛一 南須釜村

高八十二石

一、九厘二毛六 赤沼村

高三百三十石

一、三分七厘二毛八 中畑新田村

高六百十七石

一、六分九厘七毛二 久来石村

明治二己年正月

〔本町 熊田俊一家文書〕

熊田氏

四一九〔明治四年六月伝馬役下勤村百姓証状〕

差上申書付之事

右八当三月十五日私共御郡役ニ相詰居候処夜中ニ相成不勤仕一円

之申訳無御座候ニ付御宿内若松屋儀平殿ヲ以御託申上候処早速御開濟被成下難有仕合ニ奉存候向後御郡役之義遅不參無之様急度相勤可申候一札仍面如件

明治四未年六月

大畑村百姓 恒三郎<sup>印</sup> 賀市<sup>印</sup>

久次<sup>印</sup> 彦吉<sup>印</sup>

秀藏<sup>印</sup> 半三郎<sup>印</sup>

嘉十<sup>印</sup> 恒藏<sup>印</sup>

竹藏<sup>印</sup> 作市<sup>印</sup>

中畑村 御問屋様

差上申一札之事

一私シ共義当三月十五日御郡役ニ相措申候処不勤仕御伝馬所より村方江重々御弾合ニ相成一言之申訳無御座候然処格別之御遊面〔罷免〕預り難有仕合ニ奉存候向後御郡役之義ハ都合無相勤申候若滞候ハ取請人ハ申不及証人迄も罷出御伝馬所少も御苦勞相掛申間敷候為後日仍耕証状一札如件

〔名前は上から下へつづく〕

〔大畑 青木政義家文書〕

四二〇〔明治九年第九区会所よりの宿駅通送人夫賃についての

県達〕

本年一月一日ヨリ同年六月三十一日迄宿駅通送人為差添人夫雇上

候入費渡方可取斗ニ付別紙雛形之通認メ速ニ可差出候尚此後取調

候節モ同様該雛形ニ照シ年次兩度即前半ケ年分ハ七月後半ケ年分

ハ翌年一月取調可書出此段相達候也

明治九年八月十日

福島県参事 山 吉 盛典

九年八月十二日

第九区会所附

中畑村用掛中

〔中畑 岡崎長成家文書〕

雛形

宿駅通送人添雇上入費調

一金何錢 差添人一名当駅ヨリ

是ハ何県下何国何郡何村町誰々弟厄介何誰何年何月何事件ニ

而何府県ヨリ通送

一同 同 同

右者明治九年一月一日ヨリ同年六月三十日迄半ケ年繰替仕払候分

前書之通候条速ニ御下渡被下度候 以上

年号月日

第何区何駅用掛(什長) 何之某

同 戸長 何之某

長官宛

右之通御達相成ニ付相達し条有無共取調本月十五日迄当会所江可

届出此段相達候也

四二一〔年下詳駅伝人馬継立營業願〕

駅伝人馬継立營業再願

西白河郡矢吹村 番地平民

緑 川 源次郎

従前各駅ニ於テ諸物貨ノ通送ノ業務各種ノ名称ヲ附シ營業罷居リ候所客歳農商務省 第一号 五号 布達ニヨリ我福島県ニ於テハ本年六月五日乙第五十六号ヲ以テ駅伝營業取締規則ヲ布達セラレ而メ同日乙

第五十七号及ビ其七月一日乙第八十二号ヲ以テ營業出願手續ヲ布達セラレタルニヨリ私義ハ駅伝人馬継立營業ニ志望スルモ資力財

産ニ欠乏シ縮志ヲ貫徹シ得ヘカラサル事ヲ慨歎シ親戚故旧ニ謀リ当矢吹駅ニ於テ該營業者ノ積立ヘキ身元保証金五百円以上ノ金額

ニ代換スル地券ヲ集メ該地管理戸長ノ公証ヲ得テ漸ク營業者タルノ資格ヲ保チ而メ乙第五十七号布達駅伝營業取締規則第四条ノ手

続ヲ履ミ其乙第八十二号布達ノ手續ニ基キ七月十四日ヲ以テ願書ヲ上呈セシニ四月二十二日付ヲ以テ願之趣難聞届旨御指令相成憐

然縮志ノ水泡ニ属シ画餅ニ帰セシハ長大息ニ耐ヘサルナリ夫レ請

願ヲ許否スルハ官庁ノ職權ニ歸スト雖モ其之レヲ上呈スル請願ノ如キハ人民自由ノ權利内ニ存スルモノナレハ国法ニ触レ或ハ道徳ニ背キ社会ニ妨害セザル限りハ御聽許相成ヘキモノト恐察セリ抑乙五十七号布達駅伝營業取締規則第二十九条ニ掲ケタル人馬繼立所ハ一駅一ヶ所ニ限ルヘシトアルヲ視レバ取モ直サス一ヶ所ニ止ルヘシト雖モ人馬繼立營業者ハ其人員ニ制限ナシ固定觀之其營業者数名ナルモ敢テ差支ナキモノノ如シ況ヤ其郡其駅ニテハ数名營業出願者ヘ悉リ御聽許相成タル事ヲ聞知セリ斯ノ如ク一駅内ニ同營業者数名アルモ差支ナキノ徵証アルモ於テヤ豈單リ当矢吹駅ノミ一名ニ限ルモノトナサンヤ夫レ法律成規ニ準拠シ上願セシモノハ孰レモ許可ヲ得ベキ同等ノ權利ヲ存スルモノナルニモ拘ハラス或ハ許可シ或ハ許可セラレサルノ限界ヲ表明スルニ於テハ人民ノ權利或ハ名譽ニ関撃シ細分シテ營業或ハ生活上ニ推及シ頗ル至難至困ノ場合ニ遭遇セリ加え従前駅伝上ニ関シ亡父源左衛門生存中当矢吹駅人民ノ囑託ヲ受ケ為メ二分外ノ金員ヲ消費シ現時ニアツテハ生計ノ途ヲ失スルモノノ如シ故ニ該營業上ニ甚タ因故ヲ保チタル事実ヲ左ニ略陳シテ以テ縮志ヲ貫徹セシ事ヲ欲ス回想スレバ亡父源左衛門義助治戊辰ノ役ニ當リ官軍東征進撃ニ際シ幕府制度ノ間屋ナルモノ人馬繼立ノ業務ヲ專行シ居タルモ戦国間ノ事ナルヲ以テ間屋ハ勿論駅内ニテ繼立方ノ主役ニ起ツモノ無之各自家族財産ヲ携帶シ四方ニ離散シ駅内人跡ヲ絶ツノ狀況ナリキ然ル

ニ官軍行軍ニ際シ人馬繼立ノ渋滞ヲ来サハ當時ノ勢ヒ廢駅トナルノ憂アルヲ以テ駅内人民總會ノ上亡父源左衛門及ビ熊田勘十郎ナルモノ駅内取締并ニ人馬繼立方ノ主役ヲ囑託セラレ其勞ニ酬ユル駅内人民ノ契約ニ依リ将来如何ナル變遷ヲ来スモ人馬繼立等ノ業務ハ努メテ保統セシメヘキノ誓約ヲ以テセリ因之前兩名戮力憶激シ斯ル戦國ノ間生命ヲ賭シ財産ヲ抛棄シ寢食ヲ忘レ昼夜人馬繼立方ニ従事セリ斯ノ如ク孜々汲々奔走尽力スルモノハ単ニ一身一己ノ私益ヲ謀ルモノニ非スシテ一ハ官軍東征進軍ノ途ヲ開カス運轉 自由ナラシメ國家日一日モ急且ツ速ニ昭代ノ日ヲ仰望スレハナリ次ニハ辛苦艱難ヲ浚キ一時ノ小變ニ遇フモ他日業其途ヲ失ハサルヲ欲スレハナリ而メ其人馬繼立勤統間ニ於テ当矢吹駅ニ附屬スル処ノ各村ヨリ償ヘベキ人馬繼立 賃金等ノ弁償ノ如キニ至リテハ其所償却ヲナサス自己ノ負債ニ係ルモノ等若干有之末タ其弁償金ノ償却ヲ受ケス財産ヲ抛棄シタルモ回復セス生命ヲ繼立上ノ犠牲トナセシ酬勞ヲモ視サルニ既ニ已ニ陸運ノ制度 改正ニ相成順次従前ノ功勞ニヨリ業務繼統罷在ル所亡父源左門病没シ爾后艱難百出シ竟々業務繼統シロハサルノ場合遭遇シ亡父ノ遺志ヲ貫徹スルヲ得ザルナリ因之私義ハ他日亡父ノ遺志ヲ続キ該業ニ就カン事ヲ平素講求シ時機ヲ待ツ事久シ然ルニ今般御改正ヲ以テ素志ヲ徹底スル好機會トナシ前段ノ如キ手続ヲ履ミ出願セシモノナレバ昔日ニ於テハ非常艱難ヲ嘗メ上下ニ対シ有功ノ成績モ有之天ニ該

業上ニハ因故ヲ保チ曾テ関係セサル新規出願ヲナシタルモノト同日ノ此ニ非サルハ昭々トシテ蔽フヘカヲサル徵証有之候間特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成下度然ル上ハ人馬繼立上ニ対シ錯雜粉擾ヲ生セス尚亦一層ノ速カナル遅送方ヲ設ケ同業者ト共議ヲ尽シ業務執行可仕候間以右之陳述スル情々御洞察ノ上御聴納相成下度別紙前願御指令ノ写相副此段奉懇願候 以上

〔本町 熊田俊一家文書〕

四二二〔明治十三年矢吹駅内国通運会社継立所に対する褒賞〕

西白河郡矢吹駅

内国通運会社

継立所

道路修繕費トシテ金三百八十円五銭余差出候段奇特ニ付為其賞銀  
盃一個下賜候事

明治十三年十一月二十四日

福島 県印

〔本町 横川清家文書〕

四二三〔明治一四年盛運社広告〕

曩キニ官許ヲ蒙リ白河ト宇都宮トノ間日々二輛ノ馬車ヲ以往復候処今般更ニ又官許ヲ得テ白河ト福島トノ間ニ一輛馬車ノ往復ヲ

開業仕候間四方ノ諸君深ク御愛顧ノ程伏テ奉希候

但シ一輛ノ馬車ト掲載仕候ハ孰レモ二頭立ノ馬車ニ付随分速走ニ仕候

月日 盛運社

発着時限

白河午前六時発 太田原十一時着

太田原午後一時発 宇都宮午後六時着

又

宇都宮午前八時発 太田原午前十一時着

太田原午後一時発 白河午後六時着

但シ乗車賃錢ノ儀ハ御一人ニ付定価一里ニ金 錢ノ割

発着時限

白河午前六時発 郡山午前十一時着

郡山午後一時発 福島午後六時着

又

福島午前六時発 郡山午前十二時着

郡山午後一時発 白河午後六時着

但シ乗車賃錢ノ儀ハ御一人ニ付定価一里ニ金 錢ノ割

宇都宮―白沢―阿久津―氏家―キ連川―作山―太田原―鍋掛―越

堀―芦ノ―白坂―白河―矢吹―須加川―郡山―本宮―二本松―松川―清水町―福嶋

明治十四年四月 日

磐城国西白河郡白河本町

旅店内池屋 近 藤 初太郎 團

盛運社

〔中町 円谷重夫家文書「盛運社広告より」〕

四二四〔明治四年白河県駅通継立取扱報告〕

駅通御改正追々御規則被 仰出就中助郷夫役減少之御趣意ニ候処  
 何分従前之幣習難除当節人足遣払定限モ有之格別減役之筈ニ候得  
 共猶村々繫役ニ苦候趣然ル処従来駅々伝馬所尅軒ニ而公私荷之分  
 (総)ハ總テ公私之分別モ不弁担送致候儀モ可有之既ニ当駅々ニテモ宿  
 立人足之外助郷ヨリ定立人足拾人或ハ二拾人位モ宿詰致置候儀モ  
 有之抑不筋之訳ニ付助郷共取調候処全貧民共時々之出役ヲ厭ヒ右  
 人足丈ケ之賃錢通行之有無ニ不拘前以宿方江差出右ニ而宿夫ヲ雇  
 具候様頼置候趣尤大通行之節ハ尚又正人足ニ而モ差出候由左モ無  
 之時ハ至急之呼出有之節間ニ不合候ハハ雇錢多分ニ被取立候事モ  
 有之趣無余僕筋ニ相聞申候右等官ヨリ相正シ可申筈ニ候得共諸駅  
 日々之差略ニ付迎モ行届様無之彼是勘考仕候処今日之姿ニテハ仮  
 令駅々官員出張ニ而監督候共真ニ一時之防御ニ而永々之改正無覺

束依テハ自今公私之分ヲ判然相分チ每駅問屋式軒ヲ置尅軒ハ全御  
 用御定之人足而已取扱尅軒ハ商荷ハ勿論武家荷ト雖モ相對雇上ケ  
 之人馬取扱候様両立為致申度然ル時ハ第一公私混淆之憂相除吏  
 之奸手ヲ出ス所無之助郷之番役過半相減シ御趣意一際相顯可申哉  
 ト奉存候尤是迄伝馬所無手当ニ而御用相動公私賃錢之中式割或ハ  
 三割之刻錢ヲ以諸入費并活計道取統来候者以来公用而已取扱ト相  
 成候時ハ前費贖方忽差支候儀ニ付右様改正之上ハ每駅米拾石宛給  
 料トシテ御渡相成候様致度尤駅々減少方之儀ハ兼而見込申上置候  
 通猶取調同上候心得ニ御座候素ヨリ繁多之公用向相動候者無給ト  
 申筈ハ有之間敷前々仕来候ヨリ自然自營之計ヲ生シ宿助出入出来  
 候儀モ不少候得共元来助郷共愚昧ニ付一時彼是申立候共日々差略  
 之取計ハ曾テ心付不申到底難決ニ陥リ候事ト相成誠ニ憫然之至ニ  
 御座候相對雇問屋之儀ハ其地相当之賃錢請取其中式割ヨリ三割迄  
 之刻錢ヲ以十分家業相立可申ニ付無給ト雖モ願望之者不少儀ニ可  
 有之右見止之通被 仰付候儀ハ々管下拾九箇宿之所賃錢并ニ得  
 失共取調可申上尤是迄之取扱大略別紙相添差上申候間可然御沙汰  
 相成候様致度此段相伺申候以上

辛未五月

白河町

弁官御中

同之通諸規則取調可申立尤駅費米之儀ハ東海道之割合ヲ以テ  
 被下候事

当 県 管 内 駅 々 継 立 取 扱 向 調

白 河 県

一 小 田 川 駅 ヨリ  
上リ 毎月中十日白河迄一里二十七町  
下リ 毎月中十日中畑新田迄一里三十四町

当 駅 ヨリ 太 田 川 駅 江 十 三 町

従 前

助 郷 村 小 田 川 駅 ト 相 持

一 太 田 川 駅 ヨリ

上リ 毎月末十日白河駅迄二里四町  
下リ 毎月末十日大和久駅迄一里七町

当 駅 ヨリ 踏 瀬 駅 江 二 十 町

従 前

助 郷 勤 高 一 万 三 千 七 百 七 十 五 石

一 白 坂 駅 ヨリ

上リ 日光県管内芦野駅江三里四丁三十五間  
下リ 白河駅迄一里三十三丁

当 駅 ヨリ 白 河 駅 江 一 里 三 十 三 町

従 前

助 郷 勤 高 一 万 二 千 二 百 三 十 二 石 上 里 白 坂 駅 迄 道 法 一 里 三 十 三 町

毎月初十日踏瀬宿迄二里二十八町  
下リ 中十日小田川宿迄一里二十七町  
末十日太田川宿迄二里四町

当 駅 ヨリ 根 田 宿 江 三 十 三 町

右 式 簡 宿 従 前 野 州 白 沢 駅 ヨリ 白 河 駅 迄 之 間 奥 羽 道 中 ト 唱 之 趣

従 前

助 郷 合 勤 高 二 千 八 百 二 十 八 石

一 根 田 駅 ヨリ

上リ 初十日白河駅迄一里  
下リ 継立無之候

当 駅 ヨリ 小 田 川 駅 江 三 十 一 町

従 前

助 郷 合 高 一 千 万 六 百 七 十 七 石 太 田 川 踏 瀬 ト 相 持

上リ 毎月初十日白河迄一里二十七町  
下リ 毎月初十日中畑新田迄一里三十四町

当 駅 ヨリ 太 田 川 駅 江 十 三 町

従 前

助 郷 村 小 田 川 駅 ト 相 持

一 太 田 川 駅 ヨリ

上リ 毎月末十日白河駅迄二里四町  
下リ 毎月末十日大和久駅迄一里七町

当 駅 ヨリ 踏 瀬 駅 江 二 十 町

従 前

助 郷 小 田 川 駅 ト 相 持

一 踏 瀬 駅 ヨリ

上リ 毎月初十日根田駅迄一里二十八町  
下リ 毎月初十日矢吹駅迄一里八町

当 駅 ヨリ 大 和 久 駅 迄 二 十 三 町

一 大 和 久 駅 ヨリ

上リ 毎月末十日太田川駅迄一里七町  
下リ 毎月末十日久来石駅迄一里十町

当 駅 ヨリ 中 畑 新 田 駅 迄 十 一 町

従 前 定 助 郷 勤 高 七 千 九 百 二 十 四 石

大 助 郷 勤 高 七 千 五 百 十 六 石 矢 吹 久 来 石 ト 相 持

一 中 畑 新 田 ヨリ

上リ 毎月中十日小田川駅迄一里三十四町  
下リ 毎月中十日笠石駅迄一里十八町

当 駅 ヨリ 矢 吹 駅 江 八 町

従 前

助 郷 村 中 畑 新 田 駅 ト 相 持

一 矢 吹 駅 ヨリ

上リ 毎月初十日踏瀬駅迄一里八町  
下リ 毎月初十日笠石駅迄一里四町

当 駅 ヨリ 久 来 石 駅 迄 二 十 四 町

従 前

同断

一 久来石駅ヨリ

上リ 毎月末十日 大和久駅迄一里十町  
下リ 毎月末十日 須賀川駅迄一里三十一町

当駅ヨリ 笠石駅江十三町

従前

助郷勤高三千二百石

一 笠石駅ヨリ

上リ 毎月 初十日 矢吹迄一里四町  
中十日 中畑新田江一里十八町  
末十日 久来石江十三町  
下リ 毎月 二十日 之間 須賀川駅迄一里十八町

当駅ヨリ 須賀川駅江一里十八町

従前

助郷勤高一万二千五百石

一 須賀川駅ヨリ

上リ 初十日 矢吹迄二里二十三町  
中十日 中畑新田迄三里  
末十日 久来石迄一里三十一町

当駅ヨリ 笹川駅江一里三十町

従前 以下七箇駅相持

助郷勤高一万六千三百五十五石八斗六升一合一勺

一 笹川駅ヨリ

上リ 毎月末十日 須賀川迄一里三十町  
初十日 小原田迄二十八町  
下リ 毎月 初十日 日出山迄十八町  
末十日 郡山迄一里八町

当駅ヨリ 日出山江十八町

一 小原田駅ヨリ

上リ 毎月初十日 須賀川駅迄二里三十一町  
下リ 毎月初十日 日和田駅迄一里二十八町

当駅ヨリ 郡山駅江十六町

一 郡山駅ヨリ

上リ 毎月末十日 笹川駅迄一里八町  
下リ 毎月末十日 高倉駅迄二里十町

当駅ヨリ 福原駅江二十五町

一 福原駅ヨリ

上リ 毎月中十日 日出山駅迄一里十八町  
下リ 毎月中十日 日本宮駅迄三里

当駅ヨリ 日和田江二十三町

一 日和田駅ヨリ

上リ 毎月初十日 小原田駅迄一里二十八町  
下リ 毎月初十日 日本宮駅迄二里十二町

当駅ヨリ 高倉駅迄一里九町

一 高倉駅ヨリ

上リ 毎月初十日 日和田迄三十四町  
中十日 福原迄一里二十町  
末十日 郡山迄二里十町  
下リ 毎月末十日 二本松管内本宮迄一里九町

以上拾七箇駅之処奥州道中脇街道ト唱候趣

右当県管内駅々拾九駅之処継立向従前之取扱大略如是御座候以上

辛未五月 白河県

印

弁官 御中

〔国立公文書館「公文録白河県之部」抜粋〕

四二五〔明治一六年一〇月乗車受継賃錢払方簿〕

(表紙)

明治十六年十月十三日

下常

乗車受継賃銭払方簿

リ非

矢吹

一新舎継立所

(表紙)

明治十六年十月十四日

十月十五日

繼立 悪路二割

登常

乗車受継賃銭払方簿

金四十二銭

夫白河  
熊倉安三へ源

リ非

十五日

西山  
喜助渡シ

矢吹

一新舎継立所

一、三十五銭

手荷物三ツ目ちん九銭

おふぎや  
要治郎

十月十三日 悪路  
一、金二十八銭五厘二毛

スカ川社中  
重太郎へ渡

合金四十四銭渡シ

十月十四日 通常  
一、金二十三銭七厘

スカ川  
日田銀三へ渡

十八日

白川  
平十郎

同、十四日 悪路アリ  
一、金二十八銭七厘

スカ川  
安藤久蔵へ渡

十八日

おふぎや  
友吉

同、十四日 悪路アリ  
一、金二十八銭五厘

スカ川  
長治郎渡

十八日

白川  
シロ造

同、十四日 悪路アリ  
一、金二十八銭五厘

スカ川  
佐登治へ渡ス

二十一日

悪路  
白川

同、十五日  
一、二十三銭八厘

スカ川  
銀造

二十二日

悪路  
白河渡ス

一、二十三銭八厘

スカ川  
佐登治

二十二日

同

一、二十三銭八厘

スカ川  
重太郎

二十二日  
一三十五銭

(後略)

白川より  
おふぎや

同、二十七日 スカ川  
 一、二十八錢五厘 長造  
 同、二十八日 おふぎや  
 一、二十三錢八厘 喜助  
 同、十八日  
 一、手荷物二ノ五百目代五錢渡シ  
 同、十九日  
 一、二十三錢八厘 スカ川  
 一、二十三錢八厘 スカ川  
 一、二十三錢八厘 スカ川  
 一、二十三錢八厘 スカ川  
 同、二十日 悪路  
 一、二十八錢五厘 スカ川  
 一、二十八錢五厘 悪路  
 一、二十八錢五厘 スカ川  
 一、二十八錢五厘 悪路  
 一、二十八錢五厘 スカ川  
 一、二十一日 悪路  
 一、二十八錢五厘 スカ川  
 同、二十一日 悪路夜ビキ七ハリマシスカ川  
 一、四十錢四厘六毛 銀造  
 同、二十二日 スカ川  
 一、二十八錢五厘 トラキチ  
 同、二十二日 スカ川  
 一、二十三錢八厘

同、二十二日  
 一、二十八錢五厘 手荷物一ノ五百目ちん三錢渡シ  
 同、二十二日より切符マチガイ スカ川  
 一、二十三錢八厘 シゲキチ  
 同、二十三日 スカ川より  
 一、二十三錢八厘 おふぎや  
 同、二十三日 スカ川より  
 一、金二十三錢八厘  
 同、金二十三錢八厘  
 一、金二十三錢八厘 切符間違アリ  
 同、二十四日 渡ス  
 一、二十三錢八厘 渡ス  
 同、二十四日 スカ川  
 一、二十三錢八厘 スカ川より  
 同、二十四日 おふぎや  
 一、二十八錢五厘 悪路  
 同、二十四日 スカ川  
 一、八円五十一錢九厘六毛  
 同、二十六日改メ スカ川出  
 一、金一十二錢八厘  
 同、二十八日 悪路  
 一、金二十八錢五厘 スカ川出  
 同、三十日 松川出  
 一、金二十八錢五厘  
 同、三十日 悪路アリ  
 一、金二十八錢五厘 出

同、三十一日 アクロ  
一、金二十八錢五厘

本宮出

同、三十一日  
一、金二十八錢五厘  
外手荷物五目金六錢

松川出

同、二十一日  
一、金二十八錢五厘

二本松出

十一月一日着渡ス  
一、金四十錢四厘六毛

十月三十日  
福島出

同、同

同

同、同

同

同、同

同

十一月二日 悪路  
一、金二十八錢五厘

郡山出

十一月三日  
一、金二十三錢八厘

福島出

一、金二十三錢八厘

郡山出

十一月四日  
一、金二十三錢八厘

福島出

同、七日  
一、二十三錢八厘

須賀川出

同、七日 (切符マチガイ)  
一、二十三錢八厘

スカ川出

同、八日  
一、二十三錢八厘

郡山出

同、九日  
一、二十三錢八厘

福島出

一、二十三錢八厘

郡山出

同、十日  
一、二十三錢八厘

郡山出

一、二十三錢八厘  
手荷物一、四百目ちん二錢八厘

郡山出

同、十二日  
一、金二十三錢八厘

二本松出

十一月十三日  
一、金二十三錢八厘

郡山出

一、金二錢二厘 手荷物一、二十目

郡山出

十一月十七日 悪路  
一、二十八錢五厘

本宮出

十一月十七日 悪路  
一、二十八錢五厘

本宮出

十一月二十三日  
一、二十三錢八厘

福島出

七百二十目一錢四厘四毛  
社則相ヤブリニ付事件相分候迄ハ貸錢

十錢相渡シ

十一月二十四日  
一、金二十三錢八厘  
一貫二十目一錢四厘四毛

福島出

二ロメ十七円十三錢六毛

十一月二十六日 一、金二十三錢八厘 谷 出  
 十一月三十日 一、金二十三錢八厘 スカ川 谷 出  
 十二月四日 一、金二十三錢八厘 福島出  
 十二月七日 一、金二十一錢八厘 福島出  
 十二月八日 一、金二十一錢八厘 郡山出  
 此時白河へ継立切符悪路増無之ニ付矢吹より白河迄之間客人ヨリ  
 悪路分ニ割受取継立ス  
 十二月十五日 一、金二円二十八錢 福島出  
 非常車 二人挽四捕  
 登り分 三口ノ金二十円六十錢六毛  
 下り分 一、金十六円二十三錢五厘  
 合計金 三十六円八十三錢五厘六毛  
 十二月二十九日渡シ 十一月二十四日 福島出  
 一、金二十三錢八厘  
 一、金一錢四厘 手荷物七百目  
 一四十錢四厘 アクロ夜挽 スカ川出  
 総合計 三十七円四十九錢一厘六毛  
 内金 三十七円

内金 四円三十一錢二厘 切符売高金

引ノ金 三円八十二錢四毛

内 三十二錢相渡シ

惣引ノ残金 三円五十錢借用入

明治十七年一月十日改

林 庄 平殿出張

〔本町 熊田俊一家文書〕

四二六〔明治一八年矢吹駅組合駅伝營業取締申付〕

横川 栄 二

西白河郡矢吹駅組合駅伝營業取締申付候事

明治十八年八月十日

福島 県

〔本町 横川清家文書〕

四二七〔明治二二年矢吹横川運送店廣告〕

廣告

弊店従来陸運業ニ従事シ各位ノ御依托ニ応シ居候処今般当矢吹停車場ニ於テ大貨物取扱開始相成候間益業務ヲ擴張シ諸事確実ニ勉強可仕加フルニ当駅ヨリ若松ニ至リ道路目下修弁着手中猶引続キ石川線路モ大修可致見込ニ付多々御便利可相成候間請フ旧ニ倍シ

続々御依頼アラン事ヲ此段併テ各地諸君ニ敬告ス

明治二十二年五月

磐城国西白河郡

矢吹横川運送店

〔本町 熊田俊一家文書〕

四二八〔昭和三年度矢吹合同運送会社報告〕

自昭和三年五月一日  
昭和四年四月三〇日

矢吹合同運送株式会社

昭和三年度

昭和四年度

資 本 金	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
払 込 高	二、五〇〇円	二、五〇〇円
貨物取扱貸切扱	一八、三五三斤	一三、八五八斤
同 小口扱	三、四一一斤	二、八五一斤
同 特別小口扱	八、二九五斤	九五一、三三五斤
	一四、七五八斤	九〇八、九二八斤

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

四二九〔昭和一一年度矢吹合同運送株式会社営業報告書〕

第十期 自昭和十一年五月一日  
至昭和十二年四月三十日 営業報告書

福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字東側六十八番地

矢吹合同運送株式会社

茲ニ第十回年度昭和十一年五月一日ヨリ昭和十二年四月三十日ニ

至ル事業ノ成績ヲ報告スルニ当リ營業ノ概況、諸般ノ計算書、利益金処分案其他ノ事項ヲ左ニ摘録シ之ヲ定時株主總會ニ附議スル

モノトス

資 本 金

当会社ノ資本金ハ十万円ニシテ株数二千株現在払込高二万五千元也、而シテ当期間ニ於ケル株式異動ノ原簿ニ登録シタルモノ十五株ニシテ期末現在株主ハ二十九名ナリ

準 備 金

一金一千三百四十円也 法 定 積 立 金  
 一金一千三百四十円也 損 害 補 填 準 備 積 立 金  
 一金二百三十円也 使 用 人 救 済 基 金  
 計 金 二 千 九 百 十 円 也

株 主 総 会

昭和十一年五月二十日第九回定時株主總會ヲ本社内ニ於テ開催左ノ事項ヲ決議ス

一 第九期（昭和十年度）營業報告、貸借対照表、損益計算書、財

産目録ノ承認ヲ求ムル件

一 第九期利益金分配案議決ノ件

一 取締役満期改選ノ件（再選重任ニ決定ス）

貨物取扱調 (自昭和十一年五月一日  
至昭和十二年四月三十日)

区分	発送	到着
貸切扱	一四、〇七匁	二、九六匁
小口扱	六〇九、五八匁	三、五六八匁

昭和十二年四月三十日現在貸借対照表

資産之部		負債之部	
払込未済資本金	五五、〇〇〇、〇〇〇	資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
営業権買収金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	諸預り金	三、〇五〇、二九五
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇	未払配当	三五、三〇〇
保証預ヶ金	二八、〇〇〇、〇〇〇	他店貸	三〇、〇〇〇、〇〇〇
什器	六〇〇、〇〇〇	諸積立金	二、九〇〇、〇〇〇
振替口座	一、九七〇、〇〇〇	当期益金	二、九七〇、九五〇
銀行預金	八、五三三、八九〇	(内前期繰越金	一五、〇九五〇)
現金	五三八、三九〇		
未収入金	九、六四六、四〇〇		
他店貸	一、六九三、三六〇		
合計	一〇九、二五五、〇五〇	合計	一〇九、二五五、〇五〇

等十期決算報告 (昭和十一年五月一日  
昭和十二年四月三十日)

収入ノ部		支出ノ部	
發送運賃及立替金	六七、一四〇、三六〇	諸料金	八、〇〇〇、二一〇
到着運賃	八、三七八、五〇〇	諸税金	三、三三三、三三〇

収入利息	九二〇、四七〇	營業費	一、五三六、六六〇
雑収入	二、七〇〇、三〇〇	荷為替金其他	一六、八三三、〇〇〇
前期繰越金	一五、〇九五	鐵道納金	四三、九九九、四〇〇
合計	九、二五五、七六〇	他店借	六、六三三、三〇〇
當期利益金	九、二五五、七六〇	当期利益金	二、九七〇、九五〇
合計	九、二五五、七六〇	合計	九、二五五、七六〇

利益金処分

一金二千九百八十七円九十八銭五厘也

内

金一百五十円也

金一百五十円也

金二十円也

金二十円也

金六百六十七円九十八銭五厘也

右之通り相違無之候也

昭和十二年五月

矢吹合同運送株式会社

取締役社長 藤田忠助

取締役副社長 菊地長雄

常務取締役 平山武

取締役 大木代吉

同 同 神山勇三

当期利益金

法定積立金

損害補填準備積立金

使用人救済基金

株主配当(年八分)

後期繰越金

同 菊地熊之助  
同 鈴木百松  
同 監査役 仲西万世  
同 円谷祐助  
同 藤田吉郎

第十期昭和十二年四月三十日現在財産目録

種類	摘	要	金額
払込未済資本金株式二千株、現在株主二十九名			五、〇〇〇、〇〇〇
営業権買収金元矢吹運送店外二店			一〇、〇〇〇、〇〇〇
未収入金発着運賃為替金貨一〇〇口			九、六四、四〇〇
他店借運賃為替立替金先払貸			一、六九、三〇〇
什器金庫外四十七点			三〇〇、〇〇〇
有価証券運送相互保証株式会社株式二十株			一、〇〇〇、〇〇〇
保証預ヶ金国際通運株式会社代理店契約保証金			二〇〇、〇〇〇
振替口座振替貯金口座預ヶ			一、九七、〇〇〇
銀行預金矢吸銀行			八、五三、八〇〇

四三〇 [明治二三年關係各村の運輸手段・馬匹・物産]

村名	馬	馬匹・運輸手段	玄米	大麦	小麦	味噌	醬油	漬物	梅干	秣	藁
矢吹村	駕馬	馬	二、〇〇六	二七	六	三、〇八〇	四	一〇	一	六〇〇	一九、〇〇〇
三神村	一	耕馬	三、六四	三	九六	三、九五〇	四	七	三	一、〇一〇	一〇、〇〇〇
中畑村	九	荷馬車人力車荷車	三、八三	二四	三九	一、一〇〇	〇〇	一〇	二	一、六〇〇	二、六〇〇

現金在高通貨  
合計 一〇九、二五、〇〇〇  
五八、三九〇

昭和十一年度株式姓名表(昭和十二年四月三十日現在)

株数	姓名	株数	姓名	株数	姓名
三六五	藤田忠助	六	水野谷忠助	五	常松幸五郎
二七五	平山武	五	佐藤基吉	五	円谷政治
二二〇	菊地長雄	五	野木勇	五	安藤正雄
二二五	大木代吉	五	佐久間隆	五	長谷川竹次郎
一五五	仲西万世	三	佐久間茂八郎	五	青木乙太郎
一〇〇	菊地熊之助	二	石井謙	五	仲西正次
一〇〇	神山勇三	一	穴戸善四郎	五	小林徳四郎
一〇〇	鈴木百松	二	竹内三郎	五	前田藤吉
一〇〇	円谷祐助	五	大野仁平	五	大木重雄
五	藤田吉郎	五	大木雅吉		

計二千株 株式人員 二十九名

[宇都宮市 石井亘家文書]

四三一〔明治四三年人力車売渡証文〕

人力車売渡証



人力車一輛 四十二号、四十二号

四字削四字入ル

此売渡代金七円也

右人力車一輛拙者所有之処此度貴殿へ前書之代金ヲ以テ売渡候処  
実正也為後日売渡証如件

明治四十三年一月三日

元 石川 組

中畑新田

根 本 三次郎殿

〔新町 佐久間二家文書〕

此売渡代金四十五円也

右之荷馬車売渡代金正ニ請取候也

大正六年十二月三日

白河町字仁井町

売渡人 宮 田 松 吉

四三三〔明治一八年県道改修について戸長達〕

土第二号

中畑村世話係

石川郡泉村大字川辺  
売渡人 矢 吹 小三郎

三神村

円 谷 善 助殿

〔中野目 円谷善人家文書〕

県道一等等路之内其村地内字三文橋ヨリ百間計西ノ方ニ悪路有之今  
一般修繕ヲ可加見込ニ付凹所へ土及川砂利ヲ盛平坦ニ仕上ルベク費  
用此何程相掛候哉右ノ雛形ニ倣ヒ見込書相認メ此状到達速ニ可差  
出此旨相達候事

明治十八年六月二十四日

矢吹村外十五村戸長 中 葉 重 朗 叩

四三二〔大正六年荷馬車売渡証〕

荷積馬車売渡証

一 荷積馬車 一 輛 附 属 付

県道修繕見積書

一 悪路延長何問

一土何升

此運賃若干

一砂利石数何升

此代金若干

一馬何疋或ハ人足何人

此代金若干

右之通見積相立候処相違無之候也

月 日

中畑村 何之誰

〔中畑 岡崎長成家文書〕

### 四三四〔明治三十八年矢吹町道路改修委員選挙と道路改修の議決〕

一本日議決ノ填末左ノ如シ

第一号及第二号議案満場一致原案ニ可決ス

午後八時四十分五番議員横川栄二着席ス

第四号及第五号議案満場一致原案ニ可決ス

第三号道路改修委員選挙投票点検ノ結果左ノ如シ

八点 小 針 鎮 平 八点 佐久間 伊世吉

四点 佐久間 巖 六点 仲 西 和三郎

七点 藤 田 熊五郎 八点 手 島 広之助

八点 十文字 春 吉 一点 星 信之助

六点 佐久間七左衛門

七点 星

清明

一点 横川 栄二

右得票ヲ比較シ高点者左記ノ者ヲ当選トス

小 針 鎮 平

佐久間 伊世吉

仲 西 和三郎

藤 田 熊五郎

手 島 広之助

十文字 春 吉

佐久間七左衛門

星 清明

六番議員星清明九番議員矢吹平司ヨリ大屋村街道大字大和久字下

水深ヨリ分岐シ矢吹町大字矢吹ニ通スル支線改修費中へ金五百円

ヲ補助スル建議案ヲ提出ス(但シ道路延長凡千四百間此工費金一

千円ト見積ル)賛成者アルヲ以テ議長本建議案ヲ採テ議ニ付シタ

ルニ満場一致建議案ヲ可決ス

一十二月二十四日午后十時四十分閉会

右議會ニ於テ朗読シ一同異議ナキヲ以テ茲ニ署名捺印スルモノ也

明治三十八年十二月二十四日

矢吹町会議長

矢吹町長 大 谷 知 房 園

町會議員 矢 吹 平 司 園

同 長 尾 半次郎 園

〔町有 明38・12「矢吹町會議録」抜粋〕

四三五〔明治四十二年矢吹―須乘道路改修工事について〕

第一号議案

一 道路改修工事起工ノ件

矢吹町大字矢吹地内 自矢吹町大字矢吹  
至三神村大字須乘

一 道路長八百三十四間 巾二間北線改修工事

此平坪一千六百六十八坪

一 道路長六百三十一間五分 巾二間南線改修工事

此平坪一千二百六十三坪

右ハ当町毎年御旗ノ為メ貴顯紳士ノ来町スルニ御旗場ニ通スル適  
当ノ道路ナク且ツ又隣村須乘ニ通スル道路モナキヲ以テ今般県ノ  
補助ヲ申請シ補助金以外ノ不足ハ当町ニ於テ負担シ以テ起工セシ  
トス

第二号議案

一 明治四十二年度歳入出追加予算

歳 出

科 目	本年度 予算額	追加予算額	附 記
第七款 県補助費 二 土木費補助	一四、五〇〇	二、八九一、七〇〇	道路橋梁費 五、六三、五五〇
第十款 町 税	四、一〇、〇五〇	二、九四一、〇〇〇	本年度県税戸数割九百 円金一円ニ付金三 百二十七銭一戸平均
三 別 割	二、九四七、五〇〇	二、九四三、〇〇〇	

合 計	五、二五、八五三	五、八三四、七〇〇	七円三十五銭七厘五毛
-----	----------	-----------	------------

歳 出  
臨時費

科 目	本年度 予算額	追加予算額	附 記
第一款 土木費		五、八三四、七〇〇	
一起 業 費		二、五五〇	測量設計費
二 道路改修費		五、七六、二四〇	道路改修費
三 橋 梁 費		五、四六九	橋梁架設費
四 雜 費		二四、六四七	監督費其他雜費
合 計	五、一三五、八五三	五、八三四、七〇〇	

附記 追加戸別数割ノ徴収期限ハ七月三十一日限リトス

〔町有 明42・4「西白河郡会議事録」抜粋〕

四三六〔明治四三年隈戸川下川原地内治水工事請負〕

第二号議案

一 県工事請受ニ関スル件

隈戸川筋本町大字大和久字下川原地内治水工事ハ本町ニ於テ別紙  
予算表ノ金額ヲ以テ請負施行スルモノトス

前項工事ノ請受契約ニ就テハ明治三十八年五月本県告示第二百六  
十四号ニ依ルモノトス

〔町有 明43・12「矢吹町會議録」抜粋〕

四三七〔大正三年矢吹―石川道―等路線改修ニ付寄付許可〕

同 惣代 藤井 栄吉

三神村第四区長 吉田 清三郎

大正三年一月六日付願矢吹町ヨリ石川町ニ通スル里道―等路線改

大正二年十二月二十九日付願矢吹町ヨリ石川町ニ通スル里道―等  
路線改修ニ付夫夫三十三人寄付ノ件許可ス

修ニ付夫七十人寄付ノ件許可ス

大正三年四月八日

大正三年四月八日

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

三神村第一区長 堀井 鉄藏

三神村大字中野目区長 白坂 忠之助

大正三年一月一日付願矢吹町ヨリ石川郡ニ通スル里道―等路線改  
修工事へ夫夫百六十人寄付ノ件許可ス

大正三年一月十七日付願矢吹町ヨリ石川町ニ通スル里道―等路線  
改修ニ付潰地并二人夫三十七人五分寄付ノ件許可ス

大正三年四月八日

大正三年四月八日

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

三神村大字須乗区長 坂路 重四郎

三神村大字明新部落代表者区長

坂(路)平七

円谷 源三

大正三年一月五日付願矢吹町ヨリ石川町へ通スル里道―等路線改  
修ニ付夫夫七十一人五分及潰地寄付ノ件許可ス

大正三年一月二十日付願里道―等矢吹石川線道路改修ニ付治道潰  
地并人夫一百二人五分寄付ノ件許可ス

大正三年四月八日

大正三年四月八日

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

福島県西白河郡長 丸野 実 行 匳

三神村大字神田区長 鈴木 清八

三神村大字神田 鈴木 清八

薄井 為吉

薄井安藏

外八名

大正三年一月二十日付願矢吹町ヨリ石川町ニ通スル里道一等路線  
改修ニ付潰地并ニ人夫七十人寄付ノ件許可ス

大正三年四月八日

福島県西白河郡長 丸野実行郎

〔町有「三神村郡県庁人民願何届綴」抜粋〕

四三八〔昭和九年一月橋梁架設計可書〕

福島県指令士

西白河郡三神村

昭和九年十一月九日付甲発第三二二号願阿武隈川筋ニ橋梁架設ノ  
件許可ス

但シ左記条件ヲ遵守スヘシ

昭和九年十二月八日

福島県知事 伊藤 彦郎

記

第一条 橋梁架設ノ箇所ハ阿武隈川筋石川郡泉村大字小高字古川

田内地内ニシテ願書添付図面ノ位置トス

第二条 本工事ハ願書添付設計書ノ通施行スヘシ

但シ橋脚ハ根浅キ為流失ノ虞アルヲ以テ相当ノ根囲工

ヲ施行スヘシ

第三条 本工事ハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ六

十日以内ニ竣功スヘシ

第四条 工事着手セムトスルトキハ着手ノ三日前竣功シタルトキ

ハ其ノ翌日所轄土木監督所經由其ノ旨届出ツヘシ

第五条 本工事施行ニ付テハ所轄土木監督所員ノ指揮監督ヲ受ク

ヘシ

第六条 河川ノ維持管理其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ本

許可条件ヲ変更又ハ増減シ若ハ必要ナル施設ヲ命スルコ

トアルヘシ

九土須一〇七三号

昭和九年十二月十日

須賀川土木監督所長印

西白河郡三神村長殿

橋梁架設計可ニ関スル件

昭和九年十一月十九日付甲発第三二二号ヲ以テ願出有之候標記ノ  
件別紙ノ通り許可指令相成候ニ付工事着手及竣工ノ際ハ其ノ都度

報告相成度候

追テ糞ニ設計書送付致シ置キ候ニ付至急返戻相成度

〔町有「三神村郡県庁人民願何届綴」抜粋〕

四三九〔昭和一〇年成田道擴張工事決算報告書〕

成田道擴張工事決算報告書

収入之部

一金 百六十六円三十九銭

寄附金(二十五名)

内訳

金三十円也

大木代 吉殿

金二十円也

仲西 三良同

外ニ清酒一斗

金十円也

佐久間 熊次郎同

金十円也

菊池 熊之助同

金十円也

矢吹合同運送店同

金五円也

仲西 孫一郎同

金五円也

仲西 辰三同

金五円也

仲西 万世同

金五円也

仲西 保藏同

金五円也

仲西 きのの同

金五円也

佐久間 巖同

金五円也

佐久間 茂八郎同

金五円也

佐久間 久三郎同

金五円也

野木 勇藏同

金五円也

藤田 勝次同

金五円也

松村 助次郎同

金五円也

矢吹 銀行同

同三円也

掘田 正雄同

金二円也

屋形 貞同

金二円也

平山 武同

金五円也

安藤 正雄同

金五円也

白河実業支店同

金三円也

浦井 歳雄同

金二円也

野木 柴郎同

金四円三十九銭

熊田 了説同

収入之部

一金 百六十六円三十九銭也

内訳

金四円六十九銭

道路測量費

金四円十五銭

土地寄附交渉員白河及石川  
へ出張自動車及汽車賃

金二十八円八十一銭

家屋移転費

金七十九円九銭

踏切移転工事費

金三十一円七十九銭

勞力奉仕者看茶菓子代  
工事監督郷氏日当

金六円也

木切り人夫賃三人

金三円也

金三円也

差引残金 ナシ  
以上

金二円四十銭  
金六円五十銭  
芝クレ張り人夫賃四人  
六寸土管十四本代

道路敷地寄附者

字	地番	地目	地反別	地主
東宅地	三ノ二	宅地	一坪六合五勺	小林 仲藏殿
〃	三ノ二	〃	三五	同人
〃	三ノ二	〃	九坪〇	近藤吉右衛門
〃	三ノ二	畑	五歩	佐藤 定次
〃	三ノ二	〃	三〇歩	川上 藤藏
〃	三ノ二	〃	三三	小林 伊三郎
〃	三ノ二	〃	三坪六合七勺	小林 扇次
要蔵林	一六ノ一	宅地	一三坪二合三勺	小川 勇藏

四四〇〔矢吹駅ノ沿革〕

駅ノ沿革

年月日	駅名	位	置	監督機関	記事
明治三〇・七・二六開業	矢吹	福島県西白河郡矢吹町の場一		日本鉄道株式会社	
明治三〇・一				鐵道作業局宇都宮營業事務所	鐵道国有法ニ依リ鐵道作業局ニ引継
明治三〇・四・一				帝國鐵道庁福島營業事務所	官制改正
明治四一・三・五				東部鐵道管理局福島營業事務所	官制改正鐵道院

右之通報告候也

昭和十年五月

會計 熊田了 說

〔本町 熊田俊一家文書〕

要蔵林	三	宅地	三坪六	熊田 フゴ
〃	三	〃	二〇五	会田 道之助
〃	七ノ二四	〃	九	会田 政之助
〃	七ノ二四	〃	一九	遠藤 清助
〃	七	宅地	三坪	同 人
〃	七ノ二	〃	九坪六	同 人
北善郷内	七ノ二	〃	三	熊田 了 說
〃	三三	〃	二〇四	百足 勇之助
〃	三ノ一	〃	八	同 人
〃	三ノ一	畑	一三三歩	佐久間 藏
〃	八	〃	一歩	会田 道之助
〃	七ノ二	〃	八坪〇	石川 平治
〃	一七ノ二	〃	八坪〇	野木 利一

明治四一・一二	東部鉄道管理局福島運輸事務所	
大正二・五・五	東京鉄道管理局福島運輸事務所	
大正四・六・三	東部鉄道管理局福島運輸事務所	
大正九・五・五	仙台鉄道局福島運輸事務所	
昭和七・二・一	仙台鉄道局福島管理部	
昭和八・二・一	運輸省通信	
昭和三〇・五・二	運輸省仙台鉄道局福島管理部	
昭和三四・六・一	日本国有鉄道仙台鉄道局福島管理部	
昭和三五・八・一	日本国有鉄道仙台鉄道管理局	
	官制改正鉄道省	
	官制改正	
	右同	
	官制改正	
	公共企業体となる	
	機構改正	

四四一〔矢吹駅主要記事〕

明治四十四年 八月	構内電灯点火	
大正 十五年 三月三十二日	賀陽宮殿下御乗降車	
昭和 八年 二月 三日	伏見宮博義殿下狩猟のため御乗降 (四日お帰り)	
同 年 十月 六日	(七日お帰り)	
昭和三十四年 十月 一日	小口貨物の集配作業の集約制度実 施で須賀川駅の被集約駅となる。	
昭和三十五年 二月 十二日	電気機関車による試運転白河福島 間運転、最高時速九二軒	〔矢吹駅沿革誌〕抜粋
昭和三十五年 十月 一日	鏡石須賀川間複線として使用開始	
昭和三十五年十一月二十二日	安積永盛郡山間同	
昭和三十八年 二月 五日	矢吹鏡石間同	
昭和三十八年 三月 八日	矢吹泉崎間同	
昭和三十八年 十月 十五日	矢吹泉崎間ロングレール更換終了	

〔矢吹駅沿革誌〕抜粋

四四二〔矢吹・白河・須賀川各駅勢の推移〕

年 度	項目			旅客人員		荷物数量		貨物	
	駅名	乗車(人)	降車(人)	發送(斤)	到着(斤)	小荷物	貨(トン)	物(トン)	
明治三年度	須賀川	四,〇七九	四,四九六	四,四七二	四,三八八				
	矢吹	一七,四三〇	一五,六六九	一,七七一	一,三七七				
	白河	四三,八三〇	四六,二八六	九,〇五六	五,七三三				
明治三年度	須賀川	四,四四六	四,一八八	五,一七九	八,三五五				
	矢吹	二〇,一五七	一七,五七九	二,〇〇〇	七,五九〇				
	白河	五八,六六八	六二,一七三	二,一〇一	八,三九八				
明治三年度	須賀川	三〇,九四四	三〇,五六六						
	矢吹	一四,三三三	一二,七四四						
	白河	七四,七四九	七七,〇八九						
明治三年度	須賀川	三,〇六六	三,三三六						
	矢吹	七,九一二	七,四一七						
	白河	三六,〇六六	三三,三六六						
明治四年度	須賀川	三,七二五	三,二一六						
	矢吹	七,四七五	六,五八六						
	白河	九三,〇六七	九二,九三五						
明治四年度	須賀川	四,七五九	四,八八七						
	矢吹	一五,四七五	一五,八八四						
	白河	一〇,九六九	一〇,四四九						
大正七年度	須賀川	一五,一五五	一五,七五五						
	矢吹	五五,四六九	五五,〇四九						
	白河	一〇,九六九	一〇,四四九						



年度別	列車別		普通		混合		貨物		急行		合計	備考
	上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り		
大正 六末	二	二	八	八			一	一	一	一	三	三
同 七	一	一	三	三			一	一	一	一	三	三
同 八	一	一	三	三			一	一	一	一	三	三
同 九	一	一	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一〇	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一一	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一二	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一三	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一四	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
昭和 一	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 二	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 三	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 四	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 五	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 六	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 七	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 八	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 九	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一〇	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一一	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一二	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一三	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一四	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
昭和三 末	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 二	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 三	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 四	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 五	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 六	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 七	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 八	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 九	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一〇	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一一	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一二	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一三	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一四	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三
同 一五	二	二	三	三			一	一	一	一	三	三

四四四 「矢吹駅発着列車回数推移」

貨車	貨金 (円)
發送車数 (車)	三六三・六六
到着車数 (車)	三〇六・六
發送車数 (車)	四〇一・六九
到着車数 (車)	一、三三三・〇九
發送車数 (車)	一、七九九・九六
到着車数 (車)	一、七五・〇〇
發送車数 (車)	二、四〇一・六六
到着車数 (車)	一、九六六

「矢吹駅沿革誌」抜粋



九、駅員 駅長一、助役三、運転掛六、駅務係八、踏切保安係二

一〇、待合室 本屋待合室一二坪、乗降場待合室六坪

一一、乗降場 延長上、下線共 六五〇尺

一二、跨線橋 巾六尺

一三、構内営業 (一)自動車 矢吹タクシー(館汲治)車輛数一二輛 使用人一三人

(二)出店(草野亀治)使用人一名

主な販売品 煙草、郵便切手類、菓子、果物、  
 売薬、和洋酒、新聞雑誌、玩具、荷札、飲料水  
 文房具、油紙小間物類

一四、運送店 (一)矢吹合同運送株式会社(指定)

(二)日本通運矢吹支店

(三)藤田運送店(非指定)

一五、官公衙 一、矢吹警察署 一、白河区裁判所矢吹出張所

一、矢吹町役場 一、国営猟区事務所 一、矢吹

県立病院 一、農林省食糧事務所 一、農林省白

河矢吹開拓事務所 一、矢吹農業改良普及所

一、土地改良区 一、営林署第一 第二出張所

一六、学 校 一、県立矢吹原経営伝容農場(三八〇名) 一、白

河農高矢吹分校(三五〇名) 一、日本酪農講習所

一七、会 社

(一八〇名)

一、白河実業銀行矢吹支店 一、須賀川銀行矢吹支店 一、矢吹銀行 一、白河信用金庫矢吹支店

一、高田工業株式会社 一、三相工業株式会社

一八、工 場 一、大木商店清酒醸造場 一、加島シャツ会社

一、神山製材工場 一、並木宝石会社 一、松村

製材工場 一、日相工業会社 一、佐久間製材工

場 一、白河電子矢吹工場

一九、旅 館 一、筑前屋 室数 一五 畳数 一六〇

一、いづみ屋 同 六 同 三八

一、古川屋 同 八 同 六四

一、紙 屋 同 八 同 一

一、今出屋 同 一五 同 一〇八

一、とみや 同 八 同 三六

一、日 活 同 一五 同 一七〇

一、柳 荘 同 一三 同 八二

一、観音屋 一、ひいらぎ 一、松乃家

二〇、食 料 店 一、白河屋 一、長谷川屋 一、中村屋 一、九

正 一、大島屋 一、ひるた 一、朝日屋 一、

笹川屋 一、愛岩食堂

〔矢吹駅沿革誌〕抜粋





昭和六年三月一日 昭和三年六月一日 昭和三年八月二十六日 昭和零九年	特定郵便局 同 特定集配局矢吹郵便局	同 同 同	矢吹町西側四十七番地 同 矢吹町西側五十六番地	同 同 同	仙台郵政局 同 東北郵政局	三等局ヲ改称 官制改正 新築私転管理白河局 官制改正
---	--------------------------	-------------	-------------------------------	-------------	---------------------	-------------------------------------

四四八〔矢吹郵便局取扱業務の変遷〕

取扱業務

明治 五年 七月 一日 郵便	昭和 十三年 六月二十一日 集金貯金	昭和 十六年 十月 一日 定額貯金	昭和 十六年 十二月 一日 積立貯金	昭和二十年十二月一日取扱廃止
明治 十八年 九月二十一日 貯金	昭和 十六年 十月 一日 積立貯金	昭和 十六年 十月 一日 定額貯金	昭和 十六年 十二月 一日 積立貯金	昭和二十年十二月一日取扱廃止
明治二十三年十二月八日 通常為替	昭和 二十一年 五月 六日 普通電話六級局	昭和 二十一年 五月 六日 普通電話六級局	昭和 二十一年 五月 六日 普通電話六級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
明治二十五年 八月 一日 小為替	昭和 二十五年 十月 一日 普通電話五級局	昭和 二十五年 十月 一日 普通電話五級局	昭和 二十五年 十月 一日 普通電話五級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
明治二十六年 六月 一日 小包	昭和 二十六年 十一月 一日 七級局	昭和 二十六年 十一月 一日 七級局	昭和 二十六年 十一月 一日 七級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
明治四十一年十二月一日 振替貯金	昭和 二十八年 八月 一日 九級局	昭和 二十八年 八月 一日 九級局	昭和 二十八年 八月 一日 九級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
大正 四年 三月 十一日 電信	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
同 電話	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和 三十三年 二月二十一日 八級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
同 電話	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和二十年十二月一日取扱廃止
大正 五年 十月 一日 簡易生命保険	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和 三十四年 三月二十五日 〃	昭和二十年十二月一日取扱廃止
大正 十三年 二月 十一日 特設電話	昭和 四十一年 三月二十七日 〃	昭和 四十一年 三月二十七日 〃	昭和 四十一年 三月二十七日 〃	昭和二十年十二月一日取扱廃止
大正 十五年 十月 一日 郵便年金	昭和 四十四年 十一月二十四日 第二種地域集団電話開通	昭和 四十四年 十一月二十四日 第二種地域集団電話開通	昭和 四十四年 十一月二十四日 第二種地域集団電話開通	昭和二十年十二月一日取扱廃止
昭和 三年 二月 一日 月掛貯金	〃 十二月 一日 普通電話六級局	〃 十二月 一日 普通電話六級局	〃 十二月 一日 普通電話六級局	昭和二十年十二月一日取扱廃止
昭和 七年 十月 一日 普通電話	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和二十年十二月一日取扱廃止
昭和 十年 一月 一日 普通電話十級地	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和 四十六年 九月二十二日 電話交換事務廃止	昭和二十年十二月一日取扱廃止

〔矢吹郵便局「沿革誌」抜粋〕

〔矢吹郵便局「沿革誌」抜粋〕

四四九〔明治一六年四等郵便取扱役辞令〕

横川 栄三

補四等郵便局取扱役

明治十六年三月二十二日

郵便局

〔本町 横川清家文書〕

四五〇〔明治二十三年矢吹郵便局に対する慰勞〕

矢吹郵便局長 横川 栄二

本年秋季暴風雨ノ際汽車不通ノ為メ臨時郵便物差立方等格別勉勵候ニ付金五円慰勞トシテ給与ス

明治二十三年十二月十九日

通信省

〔本町 横川清家文書〕

四五一〔明治四三年電信架設費への矢吹町よりの寄付出願〕

第一号議案

一電信架設費へ寄付出願ノ件

当町ニ電信架設セラルルニ付左記金額ヲ明治四十四年度ニ於テ当

町ヨリ架設費中へ寄付出願セントス

一金百四十円也 寄付金額

〔町有 明43・12「矢吹町会議録」抜粋〕

四五二〔大正一二年矢吹町特設電話組合規約〕

矢吹町特設電話組合規約

第一条 本組合ハ矢吹町特設電話組合ト称シ事務所ヲ矢吹町

西側四十七番地ニ置ク

第二条 本組合ハ新設ト増設トヲ問ハス矢吹町特設電話加入

者ヲ以テ組織シ共同ノ利便ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三条 本組合ハ電話ニ関スル法令規ヲ遵守シ且ツ所轄通信

局ノ指示命令ヲ履行スヘキモノトス

第四条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ三ケ年トシ満期再

選スルモ妨ケナシ

一 組合長 一名

一 副組合長 一名

一 理事 四名 内一名ヲ専務理事トシ会計ヲ兼ス

一 監事 三名

第五条 役員ハ総テ名譽職トス但シ実費ヲ支弁ス又ハ總會ノ

決議ヲ以テ報酬ヲ贈与スルコトアルヘシ

第六条 組合長副組合長理事及監事ハ總會ニ於テ選挙スルモ

ノトス

第七條 本組合ハ毎年四月定期總會ヲ開キ事務及決算ノ報告

ヲナス但シ組合長ニ於テ必要ト認ムル時ハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第八條 前條ノ總會ハ組合長日時ヲ定メ之レヲ召集ス

第九條 役員会ハ組合長必要ニ応シ臨時之ヲ開ク

第十條 組合長ハ組合一切ノ事務ヲ掌理スルモノトス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ本組合ニ関スル一般ノ事務

ニ従事ス

監事ハ庶務及ヒ會計ヲ監査シ其他本組合ニ関スル評議

ニ参与スルモノトス

第十一條 組合員ハ特設電話規則第二十一條ニ依ル料金ヲ期限

内ニ郵便局ニ納入スルモノトス

第十二條 本組合ハ剰余金ヲ生シタルトキハ組合長ノ名義ヲ以

テ之ヲ郵便局又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ不時ノ用ニ供スルモノトス

第十三條 特設電話ノ加入者増設工事アルトキハ前加入者トノ

權衡ヲ計リ新加入者ノ負担額ヲ總會ニ於テ協定スルモノトス

但局内設備費其他ノ都合ニ依リ拒絶スルコトアルヘシ

第十四條 本組合員ニシテ其資格ヲ失ヒタル場合ト雖トモ積立

金ノ割戻ヲナサ、ルモノトス

第十五條 本組合員名義変更ノ場合ハ新名義人ニ於テ一切ノ權

利義務ヲ繼承スルモノトス

第十六條 組合員ノ負担義務左ノ如シ

一 特設電話規則第二十一條ニ依ル交換料附加交換料電話番号掲載料及維持料

一本組合経費トシテ一加入ニ付年額金二円トス

一 右ノ外役員会ノ決議ニ依リ組合長ヨリ通知シタル金額

額

第十七條 前條第二号以下ノ費用ハ必ス指定ノ期日迄ニ組合長

ニ納付スルモノトス

但シ期日ニ遅レタル場合ハ延滞料ニ依リ生スル費用

負担セシム

第十八條 本規約ノ改正ヲ要スルトキハ組合員過半数ノ同意ヲ

要ス

第十九條 加入者名義変更ノ場合ハ新旧加入者連署調印ヲ以テ

組合員名簿ノ訂正ヲ請求スヘシ

第二十條 本組合員ハ本規約ニ違背セサルコトヲ誓約シ各自署名捺印スルモノトス

名捺印スルモノトス

附 則

第二十一条 本規約ハ大正十二年六月四日ヨリ実施スルモノトス  
 第二十二條 特設電話新設當時ニ於ケル事務及残品類ハ本組合ニ

於テ繼承スルモノトス

以上

〔宇都宮 石井亘家文書〕

四五三〔大正一三年矢吹町電話施設開通について〕

其他参考事項

大正 十三年 二月 十一日 市内ノ發展ニ伴ヒ電話ノ必要ヲ痛

感シ矢吹町字東側四九藤田吉郎氏

等大正十二年初來率先シテ組合ノ

結成ニ努メ八十余名ノ申込ヲ得進

達セシ処四十名ニ減員認可セラル

ルヤ関東大震災ニテ工事材料入手

困難ナリシニ拘ハラズ新潟大阪等

ニ出張シ購入スル等ノ方法ヲ講シ

大正十三年二月十一日開通ヲ觀ル

ニ至レリ

〔「矢吹郵便局沿革誌」抜粋〕

四五四〔中畑郵便局沿革及取扱業務の変遷〕

中畑局ノ沿革及局舎

昭和 十三年 十月二十六日 特定郵便局 中畑村本村

昭和二十九年 九月 二十日 新築落成 同

昭和 三十年 三月三十一日 町村合併により町名変更 矢吹町

中畑字本村

取扱業務

昭和 十三年 十月二十六日 郵便・為替、貯金、保険、年金

昭和二十三年 九月二十三日 電話通話開始

昭和二十五年 三月三十一日 電話交換事務開始

昭和二十八年 四月 一日 電報受付事務開始

昭和四十六年 九月二十一日 電話交換取扱業務廃止

〔「中畑郵便局沿革」抜粋〕

四五五〔三神郵便局沿革及取扱業務の変遷〕

三神局ノ沿革及局舎

昭和 三年 二月 一日 三神郵便取扱所

三神村三城目字下町三三

昭和 七年 七月 一日 三等郵便局（改称）

同

昭和 十八年 三月二十八日 新築移転 三神村三城目字下町九  
同 特定郵便局(改称)同

昭和 三十年 三月三十一日 町村合併により町名変更

矢吹町大字三城目字三城目十五

昭和五十一年 六月 十四日 新築落成

ントス一金四百円也トアルヲ左記ノ通り更正セントス

記

三神郵便局電信電話架設費寄附ニ関スル件

通信省ニ於テ今回三神郵便局ニ電信

電話新設ニ付電信電話架設費中へ左記ノ通り寄附セントス

記

一金四百円也 以上

昭和十年五月十日提出

三神村長 酒井 寅三郎

昭和十年五月十日決議

〔町有 昭10・5 〔三神村会議録〕抜粋〕

#### 取扱業務

昭和 三年 二月 一日 郵便、為替、貯金開始

昭和 七年 七月 一日 保険、年金開始

昭和 十年 六月 二十日 電信、電話取扱開始

昭和 十四年 一月 十日 電話交換事務開始

昭和 五十年十一月二十六日 電話交換業務廃止

〔三神郵便局沿革〕抜粋〕

#### 四五六〔昭和一〇年三神郵便局電話架設について三神村より寄

付〕

#### 第三十六号議案

三神郵便局電話架設費寄附名目変更ニ関スル件

昭和九年八月二十七日提出第四十八号議案

三神郵便局電話架設費寄附ニ関スル件三神郵便局ニ於テ今回電話

新設スルニ付村寄附仰度願出ニ依リ架設費中へ左記ノ通り寄附セ

#### 四五七〔明治四四年矢吹町電燈施設と点燈日誌〕

(表紙)

「 自明治四十四年七月

至

日 誌

須賀川電気株式会社

矢吹町電工散宿所

(明治四十四年)  
七月二十六日(水)曇・晴

一桑名技師長及真船、蓬田午後八時十分着後子散宿所へ解荷諸材

料整理ヲ了ス時ニ午后四時はレヨリ先午後九時町役場へ出頭、  
電灯点火規定ノ件及御猟地内電柱建設地ニ関スル件等町長ニ伝  
言ス本日右件ニ就テ主任者不在ノ由ナリキ尚町長ヨリ軒灯貸給  
云々ナリシカド会社ノ主意ヲ伝へ退庁セリ

七月二十七日(木)曇雨

一本朝四時三十分蓬田電工父危篤ノ由ニテ須賀川ヨリ飛脚アリ六  
時三十分下リ到車ニテ須賀川へ帰宅、六時半散宿所ニテ需用家  
取付材料ヲ出シ七時五十分ニ了シ八時ヨリ取付開始ス 本日取  
付了シタル需用家ハ藤田忠助二個人見謙蔵一個宮野入二個会  
田総右衛門一個長谷川チヨ一個合計七個ナリシ午後六時帰宿ニ  
本社ヨリノハカキニ接シ同八時二十分ノ列車ニテ千葉電工帰須  
セリ

七月二十八日(金)曇・晴

一本朝降雨アリ午前七時三十分ヨリ桑名技師長及真船技術員兩名  
ニテ取付開始ス山口惣八一個荒井平爾一個渡部綱次郎一個合計  
三個終了セシハ午後六時三十分同時帰宿セリ

七月二十九日(土)曇

一午前八時 千葉電工帰宿セリ同九時取付開始佐久間半次郎四個  
及佐久間国亮三個ノ前半次郎及国亮宅暗梁取付工事ノ為思フニ  
任セス内二個明日ニ譲リ午後六時終業セリ后午七時三十分真船  
技術部員御猟局技手佐藤氏方訪問矢吹町地内御猟地内電柱建設

地ノ件聞当リ稍明瞭セリ其向ヲ略図ヲ以テ支配人へ宛ハカキヲ  
投函セリ

七月三十日(日)曇

一午前七時取付開始前日ノ取付佐久間国亮二個午前八時三十分上  
リ列車ニテ蓬田電工帰宿セリ 岡本甚太郎 手島恒次郎一個小  
島三郎一仲西藤作四個取付ケ了セリ

七月三十一日(月)曇

一郷伝一青木捨吉 2 大木次郎吉 3 手島広之助 4 理崎捨次郎  
3 酒井茂一 1 取付終了ス

八月一日

一佐藤技手ヲ案内依頼御猟地内電柱建設地実地調査セリ

一森田從次郎 1 佐藤兼吉 2 小島喜平 2 川崎米松 1 大野平

重

2 笹川謹次郎 2 取付了

一御猟地内電柱建設スル部分ハ第二二三号ヨリ第二三一号迄九本  
此略図添付此向本社へ出便セリ (三〇〇)

八月二日(曇)

一午前七時ヨリ取付開始ス松崎米松 1 栗林三之助 2 手島久吉  
1 芳賀仁作 1 徳永常吉 1 石井良之助 1 塩田平助 1 車  
田源蔵 2 十一灯取付了セリ 本日ヲ以テ取付了シタル個數  
五十九個ナリ

八月三日 曇

(略)

八月四日 曇

(略)

八月五日 曇

一午前八時矢吹停車場へ出張桑名技師真船電灯点火之事ヲ談判セリ夫レヨリ佐藤技手へ出頭林野局へ提出スル書類ニ付懇談記入シテ早速郵送セリ

需用家取付済之分領金請求方各戸ヲ廻ル十二時四十分帰宅本社ヨリ至急ナル用事アルトノ事ニテ桑名技師及蓬田急行スト聞余モ又午後三時五十六分の列車ニテ帰須ノ事決ス宿泊料ノ内金八円也渡シ置クモノナリ

八月十三日 晴 炎熱

一本朝七時三十分発列車ニテ矢吹町へ着

八月五、六、七、八、九、十、十一、十二迄本社ニテ勤務ス

八時矢吹着八時三十分ヨリ取付開始ス本日ノ取付箇所ハ佐久間七左衛門二個石原亀太郎二個矢吹平司一個渡部徳太郎一個鈴木タミ二個藤島鉄太郎二個計十個ナリ午後六時警察署へ出頭電灯ノ件ヲ談ス

八月十四日 晴

(略)

八月十五日

一川上藤兵衛一個大野俊平二個大野茂右衛門一個高桑栄吉一個黒川健二個佐藤庄吉二個高橋末三郎一個合計十個取付了ス今夕町役場へ出頭申込件、街灯ノ件電柱建設地主ニ関スル件荒井書記へ懇談ス

八月十六日 晴后雨

(略)

八月十七日 晴

(略)

八月十八日 雨

(略)

八月十九日 雨天

(略)

八月二十日 強風雨

(略)

八月二十一日 少雨

(略)

八月二十二日 晴

(略)

八月二十三日 晴

一佐藤辰二一個佐久間忠藏一個正午終了ス 午後三時千葉蓬田電

工内線稍々終了ヲ告ケタレバ本社へ帰社セシメタリ

十月五日 晴天

(略)

十月六日 晴天

一 千葉・荒木両電工、小林電工見習本日早朝出張シ電柱建設ニ取掛ケリ、千葉電工ハ専ら電柱腕木取付ケニ荒木電工ハ電柱運搬ヲ担当ス 桑名技師十一時半ノ上リ列車ニテ出張セリ 本日使役シタルハ大工二人、人夫七人なり

十月七日 晴天

(略)

十月八日 晴

一 電柱建設及ビ穴堀リヲナス立テタル電柱数十八本ナリ 桑名技師十一時上リにてカヘル 本日雇ヘシハ大工三人、人夫十四、五人ナリ

一 桑名矢吹分署ニ出頭シ分署内点灯ノ件ニ付キテ談判セリ

十月九日 雨 (矢吹町祭典)

一 前日ニ同ジ人夫十一人 建設完了ノ電話十五本雨降リノタメ抄ラザリキ

一 桑名技師中畑新田土地借用ノ件ニ付キ町役場へ出頭ス

十月十日 晴 (祭礼)

一 中畑新田及ビ新地通電柱建設人夫十四人建設電柱十六本

十月十一日 晴 (祭典)

(略)

十月十二日 曇天

(略)

十月十三日 曇天

(略)

十月十四日 曇天

一 午前七時ヨリ始ム午前中ハ田畑新田ノ支柱及ヒ支線ヲヤリ午后ニハ磚子ノ取付ケヲナス本日ノ人夫十人

一 桑名技師帰ル直チニ矢吹分署ニ出頭シ火ノ見ノ件ヲ問合せタル

所申請ハシタレ共更ニ町役場ヨリ申請セザルベカラザレバ兩三日ヲ待タレヨトノ事ナリキ

十月十五日 雨天

一 午前七時開始ス午前中千葉本田両電工架線荒木電工小林見習電工ハ腕木取付ヲナス、午後荒木電工ハ運搬残リハ架線ニカカリ

タレド雨ノタメニ午後四時半ニ止メタリ、本日使役セシ人夫数

十人

十月十六日 雨天

十月十七日 晴天

(略)

十月十七日 晴天

(略)

十月十七日 晴天

(略)

十月十八日 晴天

(略)

十月十九日 晴天

(略)

十月二十日 晴天

(略)

十月二十一日 曇雨

(略)

十月二十二日 曇天

一千葉勝倉岡電工及高野雇電工町内引込線ヲ張ル引込線ノ完了セシモノ渡部治平ヨリ上手嶋久吉マデ

一本田電工及ビ小林見習電工ハ電柱矢第二百四十三号ヨリ矢第二百二十号マデノ支線ヲトル本日ノ人夫引込線ニ三人支線取りニ二人合計五人ナリ

十月二十三日 小雨

一高野電工及小林見習電工ハ矢吹小学校前ノ引込線ヲ張リ午后ハ矢吹ニ残レル電柱腕木ノ取付ケヲナス

一千葉勝倉本田三電工ハ早朝久来石ニ出張シ電柱腕木取付及ビ運搬ヲナス、前早朝久来石ニ出張シ材料置場ヲ調ベシ所昨日着荷スベキ材料アラズ大ニ当惑シ人夫ヲシテ本社マデ材料ヲ運搬スベク差遣シタリ人夫ノ持参シタル書面ニテ昨日日本社ヨリ久来石

宛ニ送リシ荷ガ馬車屋ノ誤リカ笠石ニ着シ居リシ事ヲ知り漸ク安堵セリ

一久シキ以前ヨリ依頼シ置キタル矢吹分署前火之見移転ノ件本日漸ク認可アリタル旨通知アリ依ッテ明後二十五日ヲ期シテ請負人夫ヲ差遣スル様書面ヲ以テ本社ニ通知セリ

一本日ノ人夫十一人大工一人ナリ

十月二十四日 晴天

(略)

十月二十五日 晴天

(略)

十月二十六日 曇

一千葉電工高野雇電工ハ久来石村内ノ電柱建築荒木電工ハ腕木取付本田電工及ビ小林見習電工ハ支線ヲトル本日ノ人夫十三人大工二人

一本日夕方ヨリ笠石村飛沢卯之丞方ニ宿泊ス

十月二十七日 晴天

(略)

十月二十八日 晴天

(略)

十月二十九日 朝雨後晴

(略)

十月三十日 晴天

(略)

十月三十一日 晴天

(略)

十一月一日 曇雨

一並木中ヨリ鏡田村内ノ電柱建築本日完了セリモ十七本、本日は

テ全体ノ電柱建築ヲ了ス

一先キニ鉄道地内ニ建築セシ矢第六十一号ヲ二尺バカリ東方ニウ

ツシタリ 本日ノ人夫十五人

十一月二日 晴天

一総員笠石村内及ビソノ附近ノ支柱支線ヲトル 人夫七人

十一月三日 曇少雨風寒

(略)

十一月四日 晴天

(略)

十一月五日 晴天

(略)

十一月六日 晴天夕雨

(略)

十一月七日 晴天

(略)

十一月八日 晴天

(略)

十一月九日 晴

(略)

十一月十日 晴天

(略)

十一月十一日 晴天

(略)

十一月十二日 晴天

(略)

十一月十三日 晴

(略)

十一月十四日

(略)

十一月十五日 曇天

一久米石村北端ノ架線ヲナス 今夜ヨリ矢吹町宿泊

十一月十六日 晴天

(略)

十一月十七日 雨天

一千葉電工、小林、坪両見習工ハ矢吹町北部ノ高圧線架線 高野  
電工熊田見習電工ハ久米石村及ビソノ南端ノ電話架線ヲナス

十一月十八日 晴風

(略)

十一月十九日 曇小雨夜大雨

一 軒灯取付ヲナス (野木儀八郎野木佐一郎佐久間幸之助仲西力藏  
関根和太郎大木次郎吉合計六個取付)

一部ハ矢吹新田ノ架線及ビケツチホルダーノ取付ヲナス 本日  
ノ人夫四人ナリ

十一月二十日 晴天

一 高野電工小林熊田両見習電工ハ矢吹新田ノ電柱取付及ビ引込ヲ  
ナス取付完了セシハ大野永藏一個三村忠助一個根本三次郎一個  
大寺兵次郎一個小針鎮平都合五個 引込線ノ完了セシハ大寺兵  
次郎 三村忠助 小針鎮平合計三軒ナリ

一 千葉電工婦ル 同人及坪見習電工ハ矢吹電工散宿所内ニ電話機  
取付ヲナス

一 桑名技師会田総左衛門方ニ十月分ノ散宿所屋賃ヲ支払ウ、本日  
ノ人夫二人

十一月二十一日 晴天

一 千葉電工坪見習電工ハ変圧器三キロワット二個ノ取付ヲナス

一 高野雇電工及ビ小林見習電工ハ矢吹分署前一スパンノ高圧線ヲ

引シメ停車場角及ビ新地角電柱ノ低圧線ヲ「ジョイント」シ前

ニ付ケ残リシ「ケツチホルダー」ヲ取付ク

一 熊田見習電工及ビ人夫松田ハ矢吹新田ノ取付ケ及ビ引込ヲナス取

付完了セシハ小針鎮平一個引込ノ完了セシハ大野永藏 終ツテ

矢吹分署ノ取付ヲ初ム

十一月二十二日 晴天

一 変圧器一個ヲアゲ矢吹分署四個仲西力藏四個外ニ一個位置変更  
ヲナス

十一月二十三日 雨

— 空 —

十一月二十五日

一 午前中鏡田村ノ電話取付ヲナス

一 鏡田村東鐵道線横断架線ノ件本日午前十時頃須賀川駅長ヨリ仮  
認可アリ依ツテ真般技手見習 鏡田ニ出張シ鏡田ノ電話取付ヲ  
中止シテ即刻横断架線ヲナス、高圧線ノミヲ張り終ル 真般技  
手見習ハ同時ニ矢吹町ニ出張シ点灯ノ打合せヲナス

十一月二十六日 晴

一 午前中横断電話架線ヲナン午後ヨリ各村入口ノ非常用開閉器ヲ  
取付クベキ所ヲ同器着荷セザルタメ仮ニ接続ス

一 真般技手見習及ビ桑名技師矢吹ニ出張シ仲西力藏ノ倉座敷ノ引  
込及ビ電球ヲ各需用家ニ配布ス 午後四時半頃初メテ電力ヲ送  
リ試点火ヲナスソノ結果良好ナリ 但シ今般点火シタルハ変圧  
器二個ニ接続セル部分ノミニシテ上ノ一個ニ接続セル部分ハ変

圧器ニ可燃線入レザルタメ点火シ得ザルハ残念ナリキ

十一月二十七日 晴

—空 白—

(以下明治四十五年一月一日まで空白)

(略)

一月十三日

一 市内異状ナシ 午後十時半本社ヨリ散宿所名機変更申来る、町  
営ニナリン為 須賀川町電気部矢吹町散宿所ト変更ス

十四日

一 散宿所名機変更ニ付本日ヲ以テ看板書替タリ 后未収取立

—十五日 以後 略—

〔小松 真船貞夫家文書〕

四五八〔須賀川町電気部よりはじめて点燈のころのパンフレツ

ト〕

(表紙)

「

電気に関スル一般需用家へ注意

須賀川町電気部

電気一般に関する注意

一、電柱、電線、其他の器具を故意に損壊し電気の防害をなして

はならぬ事

電柱又は支線等を切るとか、堀抜くとか、電線を切断すると  
か、碍子及び器具等を毀損するとか、其の他物品を電線碍子  
等に触れ又は開閉器を開くとか或は種々の方法にて電気の供  
給及使用を妨害したるものは千円以下の罰金に処せられます

(電気事業法第十八条)

二、電柱、支線、電球線其他を勝手に増設又は変更してはならぬ  
事

電気部の承認を経ず濫りに電柱、支線等を移転するか、又は  
電柱より家屋に引込みある電線、器具屋内に設けある開閉器  
や電線器具等を取付換するか、之れを長くするとか電球受口  
に二灯用器具を取付くる等の行為ありたるものは二円以下の  
罰金に処せられます「自分の土地又は構内に設けあるものに  
ても罪になります」(電気事業法第十九条)

三、契約以上の電気を使用してはならぬ事

契約以上の電気を使用したるもの(仮令は十燭光の契約をな  
し無断で十六燭の電球を点したり又一馬力の契約を為し二馬  
力の電気を使用する等)は十年以下の懲役に処せられます  
(刑法第二百三十五条)

四、安全器用フューズは濫りに勝手に入れてはなりません

屋内引込及室内取付の安全器に入つてゐるフューズは其取付

設備に相応する様電気部にて挿入して居るのですから若し故

障の爲めフェーズが切れたるときは速時御通知つて知らせ下さい  
すれば当部にて取付けを直して上げます若し濫りに勝手に他  
の電線及フェーズを入れたるときは危険を生し自分計りでな  
く他の家へも迷惑を掛けます又夫ればかりでなく電気事業法  
の規定により相当の罰を受けます

以上の事項に違反する行為は法規に依り夫々処罰せらるゝのみな  
らず違反者は夫れが爲めに死傷したり、火災を起す等の危険ある  
を以て殊に注意を要す

家屋の改築、手入、模様替を爲さるゝ場合の注意

一電気器具、材料の位置換や取換を爲さるゝ場合は其工事前電気  
部へ御申出ありたし

一家屋の新築、改築、増築等の際付近に架空電線との距離が家屋  
側面並に屋上に接近する時は予め御通知ありたし

一家屋の一部又は造作等の模様替の爲め電線器具のある部分に手  
入を爲さるゝ時は工事前必ず御申出ありたし

一建物使用目的が變つて危険なきものを製造又は貯蔵し或は塵埃  
や湿気の多い処に電気を使用せらるゝ際は直に御通知ありたし  
以上の場合に於て若し無断にて爲されたるため損害を生じたる時  
は需用家に於て其損害を弁償せらるゝものとす

電灯使用法に付注意

一室内に取付けたる紐「コード」及付属器具電球は決して自儘に  
変更し又成るべく手を触れざる様注意せられたし

一室内電灯の上げ下げを爲す時は必ず自在球を持ちて取扱はれた  
し

一室内電灯の点し又は消灯の爲め開閉器を使用する外「コード」  
及器具等に触れざる様注意せられたし

一室内「コード」の場所を変更する等の場合ありたるときは糸を  
釘に結び付け其の糸の端に「コード」を結び付くるか又は釘を  
紙、絹布等の類を以て幾重にも包みて「コード」を之れに掛く  
様決して「コード」を金物に直接かけざる様注意せられたし  
一点火時に至るも電灯の付かぬ時は開閉器の位置の上下に向き居  
るか、居らぬかを改められたし時としては前夜開閉器により消  
灯したる事を忘れ他の故障の爲めに点火せざるものと心得違ふ  
ことあり用心せられたし

一室内の「コード」を戸障子の間の如き開閉の爲め摩擦せらるゝ  
所に狭み粗末に上下に運び之れか爲め電線の外包を破損し其儘  
に棄て置くときは不時に発火するが如き危険の虞れあるを以て  
深く注意せられたし

一電灯を寝所等にて覆を爲すべき際は必ず蚊帳地の如き目のあら  
き布にて笠の中心上部にある空所に掛らぬ様笠まで大きく包み

布内に空気の流通を十分ならしむべし決して手拭や風呂敷の如き目の細かき布にて包むべからず、電灯より発する熱は弱きものなるも布にて包み其熱の放散を絶つ時は其熱度は漸次滞積して遂に強き熱となり布を焦し発火することあり注意せられたし

一 電気器具及び室内電気等を玩び又は湿り且つ水気ある手脂にて取扱ひ又は跣足の儘土間にありて之れに触るゝ時は電気を感じ易き故注意せられたし

一 「コード」の熱したるときは決して之れに水を注ぎて冷却せしむべからず開閉器により其電灯を消されたし

一 電線路中火花を発する所を生したるときは必ず水を注ぎて之れを消すべからず水分あれば却て発火を大ならしむるものなれば直ちに開閉器にて電灯を消し電気部又は所在電工散宿所に通知せられたし

非常時の心得

天災又は非常時の場合に於て線路中に危険を生したる場合に於て電気部は直ちに之れか危険を除き去るべしと雖も需用者に於ても亦之れか処致方法を知られたし

一 送電中電線の切断して地上に落ち来ることあるも決して其附近に立寄るか又は其線に触れざる様注意せられたし

一 非常火急の場合開閉器に依りて電灯を消す事の出来ぬか或は電気部又は所在電工散宿所に通知するの暇なき場合と雖も鉄器又

は金属体のものにて電線を切り断たんと試むべからず斯の如きは却て之を放し置くよりも大なる害を被むることあり此場合には電気部又は電工等に急報し其処致を得たれたし

一 電線に触れたるものを救わんとするも相当の用意なくして之れに触るべからず左もなき時は自己も亦同じく危さに陥るべし此場合は枯れたる長き竹にて離しをき直ちに電気部に通知し其処致を待たれたし

一 電線が金属を用へたる屋根、樋、烟突、又は看板等に触れざる様若し斯くの如き場合あれば直ぐ御知らせありたし

一 「コード」線の被覆の損したる時は直ぐ取替ひられたし

一 電球は久しく用ゆれば漸次燭力を減するものなれば使用せざる時は可成消滅し置かれたし

一 電球を漫りに大なる燭光に取替ふべからず之れが為め安全線を溶断し不時の暗黒を来たし他の需用家へ迷惑をも掛くことあるべし注意せられたし

電動機取扱に付ての注意

一 電動機の運転を始むるには予て装置しある電灯の光力充分になりたる時必ず手にて電動機を廻しつゝ開閉器を閉つべし

一 開閉器、電動機、其他の器具には塵埃の附着せざる様常に注意せられたし

一 電動機の馬力以上に荷を負はしむるは焼損の基に付充分注意の

上使用せられたし

一電動機が故障に依り運転せざるときは直ちに開閉器にて電流を遮断せられたし

一電動機を長時間運転する時は屢々電動機の胴に手を触れて試み非常に発熱したる時は運転を一時休止せられたし

一電動機開閉器及電線は其運転中と休止中とに係はらず常に之を取扱ふ者の外決して手を触れざる様せられたし

一動力用電気は電灯用電気より一層危険の大なるものにて生命を失ふものなれば決して取扱者以外には手を触るゝべからず

一取扱者と雖も電動機及其他に故障ある時は濫りに手を触るゝことなく直ちに電気部又は所在電工散宿所に通知ありたし

一電動機の新設及取換等の場合には其都度電気部へ御通知下さい、左すれば其御使用目的に対し適當なる電動機を種別して上

げます

電気取扱上に付大要必要の点は以上の如く電気は誠に危険なるも其取扱ひ方叮嚀にせせば少しも危険なきのみならず石油「ランプ」よりも一層安全なるものなり、能く本書を常に心得て注意の上御利用あらんことを願ひます。

〔宇都宮 石井亘家文書〕



矢吹ヶ原水利に関する星吉右衛門建白書 (大和久・星信之助蔵)



## 第五編 近代資料解説

### 一 矢吹町史近代資料編の構成

第五編は、近代の資料をもつて構成した。

近代は、一般に資本主義の形成・市民社会の成立以後の時代をさしているが、日本の場合は、明治維新が日本の資本主義化・近代的統一国家の出発点となつているところから、一般に幕藩体制の崩壊した維新以後を近代としている。

維新の始期をどこに置くかは諸説一定していないのが現状のようである。また近代の終期＝現代の始点については、世界史的観点からとらえられることが多く、資本主義体制の中に、それとは異質の社会主義体制が生れた一九一七年（大正六年）のソビエト連邦の成立以後、あるいは、社会主義が拡大して資本主義と世界を二分するに至つた第二次世界大戦後の時期をもつて区分しているようである。

矢吹町史は、明治元年（一八六八）戊辰戦争が会津藩の降伏によつて終結した前後の時期から、昭和二〇年（一九四五）第二次世界大戦の終結までの約八〇年間を対象とした。

本編は、すでに刊行されている「矢吹町史資料所在目録」全三集に集録されている矢吹町内各家所蔵文書および役場、学校、その他官公所の文書、「福島県史」「福島県教育史」「同資料」、県庁文書、県立図書館、国立公文書館などの資料を検討して選択し、近代の町の姿や町民の生活が、原資料をとおし、明らかにすることを念願して集録した。

資料の収集に当つては、実に多くの方々の御協力を受けたが、第二次世界大戦による混乱の中での文書の散逸、昭和三〇年代の文書管理の合理化による公文書の消失などにより、生存者、体験者が思い出として抱えている事実も、文字として残存していないことが多く、その上紙頁の制約などもあり、期待する資料を十分集録し得なかつた部分もある。

分類と構成については、種々異論もあるうが、体系的な資料論もまだ確立されていない状況から（近・現代資料については）先進地域の町村史を参考としながら以下のとおりとした。

#### 矢吹町史近代資料分類項目

##### 一 政治

###### 1 町村制の変遷

（布告・県達・町村制・郡会など）

###### 2 地 祖

（貢税の変遷）

###### 3 行 政

（行政一般・各種願・届 各村・町の事務 村・町政の

情況）

###### 4 財 政

（財政規模 予算・決算 納税）

##### 二 産業・経済

###### 1 調査・統計

###### (1) 土 地

###### (2) 物 産

###### (3) 人 口

###### (4) その他

(物価・労賃)

2 御料地と御猟場

3 矢吹原開拓

(初期の開拓・土族開こん・国営・県営開拓・用水)

4 農業

(農家経営・農村状況・農業団体)

5 馬産・その他

(馬糶・牧畜・養蚕・たばこ・養鶏・茶業)

6 商工業

(商業・金融・酒造・製糸・石綿焼)

7 交通・通信

(通船・運送・道路・鉄道・郵便・電話・電灯)

三 教育・文化

1 学事統計

(教育機関・就学者数・教育予算)

2 学校

(各校の沿革・教育制度)

3 青年会・等

4 スポーツ・文化

5 農場

四 社会・生活

1 生活

(部落・講)

2 警察・消防

3 衛生

4 災害・救済

5 社会運動

(自由民権・その他)

6 戦争と生活

(兵事・戦争・戦没者・戦時体制)

以上のように分類してあるが特に矢吹町の近代の特徴的事項である。御料地と御猟場、矢吹原開拓、農場については項を設けてある。

これらの資料には、資料番号、標題、原資料名、資料本文、最後に資料所在地名、出典、所蔵者名の順に配列し、必要なものについては解説または注を付した。

## 二 矢吹町史近代資料編の主要内容

集録されている資料のうち主なものは次のとおりである。

### 一 政治

明治初年から昭和二〇年までの政治に関する資料を集録した。

画一的中央集権の政治の確立と進行は、行政の面でも当然地域の特徴を失わせていく。特に昭和期については、日本史通史資料など既刊の資料と同一のものが多く、特別のものは割愛したので、それらを参考にしていただきたい。

また、太平洋戦時体制下の資料の多くは敗戦時に処分されたためか見出しにくかった。

戦時中資料の一部は、四、社会生活の項に収めた。したがって、明治・大正前期の資料が比較的多くなった。

内容は次のとおりである。

- 1 町村制の変遷
- 2 地 租
- 3 行 政
- 4 財 政

1 町村制の変遷

慶応四年（一八六八）正月、鳥羽、伏見の戦いに始まる戊辰の戦禍は、関東・東北に拡大して、同年九月、会津藩の降伏によって大勢が決し、本州全域は新政府の支配下に入る。

新政府は、戊辰戦争終了と共に、幕領及び反政府諸藩に対し、府県において直轄地とし、また残された諸藩も新政府に接収し中央集権制を確立しようとした。

明治二年（一八六九）正月、薩・長・土・肥の四藩主の版籍奉還をきっかけとして、同六月に全国の各藩主に版籍奉還を命じ、石高にかわる家禄を与えて旧領地の知藩事に任じ、公卿諸侯の称を廃して華族とした。知藩事の職は、租税賦役の徴収、藩兵の統率の権をもたせたが、従来の領主権は失うことになった。これが藩体制解体政策の第一歩を踏みだした画期となる。

その後、一部有力藩の反動や「御一新」（維新）に対する期待はずれから一揆などが起り一時騒然となるが、中央官僚化しつつあった西郷・木戸・板垣・大久保らは、国内安定と、弱体化し維持困難となった小藩の統出という現状から中央集権体制確立の強行策を決意した。

明治四年（一八七一）一万人の御親兵を編成し、この武力を背景に、同年七月、各知藩事を招集して「廃藩置県」を断行し

た。

明治元年初めて府県を設定して以来、その数は全国で三〇二府県を数えていたが、その後統合をすすめ、この年の末に三府七二県となった。

知藩事は罷免され、官僚である県知事（一月県令と改称）が中央政府より任命されることによって、政府の意図する中央集権体制は確立された。

資料一～四は戊辰戦争が開始された明治元年に当る慶応四年正月に出された東山道鎮撫総督の布告で本文中解説の通りである。

資料五以下の各資料は、版籍奉還前後から廃藩置県を通し明治五年（一八七二）以後の地方制度確立過程での矢吹の村々の行政管轄の変遷と地方制度の変遷を知る資料を集録した。

明治二年（一八八九）四月市町村制が全国的に施行されることになり、幕藩時代から引継がれてきた村々は、合併が前提とされ検討された。（資料六九、七〇、七一、七二）そして中畑村・三神村・矢吹村・広戸村が誕生戸長を廃止し、町村長になり（資料七五）旧町村名は大字として残すことになり（資料七六）町村役場の体制も整えられていく。

明治三六年（一九〇三）一二月一日矢吹村は町となり、昭和三年（一九五五）町村合併の新矢吹誕生まで一町三ヶ村の体制が続く。

2 地 租

新政府の財源は、幕藩時代の年貢・夫役などそのままの体制を受けついでまかなわれた。したがって、従来と同じように検

見がおこなわれ(資料九八)割付された。助郷などもそのまま残り(資料二産業・経済 7交通・通信)御一新といっても農民は実質、変るところがなかった。

しかし新政府は、成辰戦争の戦費、廃藩置県による多額の藩債の引受けなど財政は極度にひっばくしていった。その上農民も戦禍・不作・物価高などで窮乏の度を加え(資料九九〜一〇一)財政の再建と整備は新政府の急務となって来た。

そこで、廃藩を機に、主要財源である貢税を近代化して、その安定をはかるため土地制度の改革に着手した。明治四年(一八七二)作付制限を廃止し、同五年には土地の永代売買の禁令を解き、貢税の金納制を布告した(資料一〇二〜一〇三)さらに地価を定めて地券を発行して土地の不動産としての所有権を認め地券は従来の年貢負担者(地主、自作農)に交付された。これにより封建的領有制が解体することになる。

明治六年(一八七三)七月政府は地租改正に着手したが、それが全国的に完全実施されるのは明治一二年ころまでかかる。

資料一〇五「明治八年福島県地租改正人民心得書」は地租改正の内容を示したものであり、その要点は ①課税の標準を不安定な取獲高から一定した地価に変更し、②物納を金納に改め ③税率を地価の三%と定め、④納税責任は土地所有者とする、というものであった。このことは従来の各藩毎に不統一であった地租を、豊・凶作にかかわらず一律に徴収することになり近代的な課税の形式が整えられ政府財政の基礎が固まったことを意味する。

しかし、三%の税率は従来の年貢による収入を減らさない方針で算出決定されたもので農民の負担はあまり変わらず、また地

価の決定にも問題があったので地租改正に対する農民一揆が各地に起り、不平士族の反乱などの続発とあいまって世情不安になり、明治一〇年(一八七七)一月、政府は地租を二・五%に軽減せざるを得なかった。

反面、土地の所有権が確立した地主は所有地の一部を耕作し、大部分を小作人に貸して物納に依る小作米を取り立てたため米価が騰貴すれば、地主が利益を得ることになり、商品経済の農村浸透も加わって、大地主の富裕化と零細農民の困窮化が急速に進行する。

地租改正調査関係資料(資料一〇八・一〇九)明治七年地券(資料一〇六)明治一年地券(資料一一〇)などは、その間の事情を物語る。資料一一以下の資料は、貢税・租税の変遷を示すものである。

### 3 行政

行政・管轄の変遷は、1町村制の変遷の項に集録したので、ここでは、明治初期の新政府が地方へ布告した諸達と明治二二年(一八八九)町村制の確立によつての各村役場の行政資料を収録した。

旧幕藩体制を一挙に改革することは困難を極めた。旧態を残し新体制を引入れ、また旧体制を残し新態を呼びかけるなど苦心のほどがうかがえる。資料一二二〜一四九は、制度的なものである。日常生活に関係する部分など、年を追って集録した。

資料一五〇以下は、矢吹村・三神村・中畑村の議会議録の中から採録したものが主であるが、紙頁の都合でそのすべてを集録することができなかった。矢吹町史資料目録第三集にその

内容が整理されているので、必要によっては直接閲覧が可能である。

4 財政

明治十一年（一八七八）郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則のいわゆる新三法が制定され、地方財政も整えられてくる。

ここでは、主として矢吹村（町）・中畑村・三神村の予算・課税・財産などの資料を集録した。内容は議会議録からの採録したものであるが、そのすべては紙頁の都合で集録できないのでごく一部と関係条例・規程などあげるにとどまった。

（阿部常三郎・藤田正雄）

二 産業・経済

明治から昭和二〇年までの産業・経済関係の資料を集録した。内容は次のとおりである。

- 1 調査・統計
- 2 御料地と御猟場
- 3 矢吹原開拓
- 4 農業
- 5 馬産・その他
- 6 商工業
- 7 交通・通信

明治以降の矢吹町が、県内他町村に比較して異色があると思えば、それは、いわゆる矢吹が原の存在と最近一〇〇年間のその変遷と発展の過程であろう。ここでは、数多い資料の中から

特に、御料地と御猟場、矢吹が原開拓に紙頁を多くとった。

1 調査・統計

この項は、(1)土地 (2)物産 (3)人口 (4)その他に区分し、その時期の統計的資料が明らかになるように図ったが原資料の関係で明確には分類できない。また資料不足や紙頁の関係で地域・村別・編年的にはならなかった、

(1) 土地

明治初期の中野目村・神田村・中畑新田村の村高を集録した。その他の村々については今のところ資料が見当たらない。近世の村高と比較すると面白い。

(2) 物産

ここでは、農産物を中心にその他の産業の状況を知る手がかりとなる資料を集録した。

資料二〇四（明治二〇年西白河郡第三区物産・職業・農産物収獲統計）の中に養豚十五頭とあるが、当時としては珍らしく、いずれも矢吹地内の開拓精農家である。資料二〇五・二〇六の「白河・矢吹・須賀川駅重要貨物発着数量」は、この地方の生産・消費など流通の一面がうかがえる。その他、各年ごとに生産物・作付・職業などの統計をあげたが、公刊されている統計資料のほか、矢吹村、町・中畑村・三神村の議会議録の事務報告（勸業報告）などによった。

(3) 人

明治初期の人別書上・宿高調・宗門人別改戸前取調・職分統計など関係ある文書をあげたが、資料二二八以下は各種資料をもとにして、編纂室が作表したものである。

(4) その他

この項には、物価・労賃などを知る手がかりをつけ加えた。

2 御料地と御猟場

明治九年（一八七六）の明治天皇第一回東北巡幸を契機として、六軒原に宮内省御開墾所が開設されたが、これが御料地・御猟場のはじまりである。

この六軒原は、現在は岩瀬郡鏡石町に属し後述する広大な矢吹が原の北限に位置する。

明治政府は、欧米各王国にならって皇室財産を設定するため、全国の国有地のうち一〇〇ヘクタール以上の団地をなすところを皇室御料地に繰り入れていった。

明治二三年（一八九〇）までに福島県南部では、次の原野が御料地に編入されている。

御料地名	総称	所在地	面積
岩瀬第一	六軒原	岩瀬郡鏡石村・浜田村	六〇〇
同第二	藤沼原	同郡鏡石村	七三九
同第三	三城自原	岩瀬郡鏡石村 西白河郡三神村	一〇四
同第四	上野原	岩瀬郡稲田村・広戸村・白江村	一〇八
同第五	滑沢原	同郡稲田村・西袋村	四二五
西白河第一	八幡原	西白河郡中畑村・三神村	一三六
西白河第二	南原	同	五三三
同第三	十軒原	中畑村・川崎村	四〇一
同第四	小田倉原	同 西郷村	四二二
石川第一	沢井原	石川郡沢田村・小塩江村	二〇九
同第二	湯ノ川原	田村郡守山町・二瀬村	
安積第一	庚坦原	安積郡富田村他	

このうち、後年、一括して矢吹が原と呼ばれるようになるのは岩瀬第一、第二、第三と西白河第一、第二、第三の各御料地で、当時はほとんど相接して一大原野を形成していたのである。

御料地に編入されてまもなく、宮内省御開墾所のある六軒原を中核とする岩瀬第一、第二、第三の各御料地が岡部長職子爵に設備施設の一切を含めて貸下げられることになった。これを伝え聞いて、薪炭・生草を採って生計を立てていた地元民がかわて、ろうばいし代表を運んで地域農民にも御料地貸下げを陳情するところとなった。資料二三七の記事はこれに関する報道である。

この陳情は効を奏し、地元農民にも御料地が貸下げられることになるが、資料二三八「明治二三年以降旧十ヶ村岩瀬御料地拝借について」は、その関係文書である。

以下資料二五〇までは御料地内の土地拝借願、雑木・生草・栗・キノコなどの払下願などで周辺住民の御料地依存がわかる。

岩瀬御猟場が設定されるのは、明治二四年（一八九一）である。その地域は、前出の矢吹が原を中心とした御料地に加え近隣の民有地も含めている。資料二五二・二五五は、その関係文書の一部である。

宮内省岩瀬御猟場は、人民の鳥獣猟を一切禁止し、宮内省の許可を得た皇族・親任官のみの猟場として厳重に保護されることになる（資料二五一）皇族・高位高官が矢吹を訪れるようになるのもこの頃からである。

大正一四年（一九二五）御猟場廃止の官報（資料二五七）が

出されたが、翌大正一五年（一九二六）から農林省に移管され、矢吹国営猟区として再出発することになる。

御猟場時代の皇族・高位高官にかわって、一般の有産階級が矢吹を訪れるようになり、これらの人々によって、昭和初年、矢吹会がつくられ、矢吹国営猟区の維持発展の一翼を担うことになった。（資料二六〇～二六二）

一方、国営猟区は、その猟場を縮小したので、矢吹町をはじめ近隣の町村が町村営猟区をつくった。国営猟区は昭和一五年（一九四〇）廃止され、町村営猟区も第二次世界大戦が始まる頃には自然消滅している。町村営猟区の入猟規程は、どの町村も大同小異で、資料二六四はその典型である。

御料地、御猟番に関する公的資料の源泉は宮内庁書陵部である。又、御料地、御猟場の鳥瞰的知識を得るためには、昭和九年刊の帝室林野局五十年史がある。明治初年、御料地が設定されるそもそもの経緯から、岩瀬御料地、岩瀬御猟場を含めてすべての御料地、御猟場の変遷の跡をたどることができる。

県内の資料としては、県文化センター資料館に保存してある県文書の中に、御料地、御猟場関係綴二冊がある。資料二三九はそのなかの福島県委託御料地実況調査復命書を集録した。また、昭和九年、福島県が刊行した矢吹原御料地経営並ニ開墾計畫書は、前出の岡部長職子爵と旧十ヶ村御料地拝借関係との文書のほか、当時の関係各町村別の現況などを掲載している。

役場文書資料には多くを期待する訳にはゆかない。どこの町村役場文書にも、ほぼ共通していることであるが、第二次世界大戦終了直後、昭和二九年頃の町村合併の際などに保存文書が散逸したため、系統的な資料を求めることが困難である。

民間文書資料として、比較的豊富に保存されていたのは、御猟場・国営猟区時代を通して、来訪者のため休憩・宿泊の場を提供した矢吹町の旧旅宿である。旧築前屋旅館の仲西正次氏宅には、特に国営猟区時代の資料が所蔵されている。そのうちの一つ、資料二七六は昭和一六年（一九四一）国営猟区廃止の折、矢吹会が中心となって、県営移管運動がおこったが、地元これに反対の動きがあったことを教えてくれる。結局、県営猟区は実現しなかったが、第二次世界大戦前夜の緊迫した時代相を考えると、これは当時の言論の自由の限界を示す興味ある資料といえる。また、資料二七八は大正時代、地元民が、周囲をとりまく御料地・御猟場にどんな認識を持っていたかを物語るもので、前出の昭和一六年猟区設置運動反対声明とは反対の意識の存在を知ることができる。

### 3 矢吹原開拓

矢吹が原の開拓は、いつの時代でも人々にとって大きな課題であった。慶長年間の中畑新田村の開発、寛永一〇年の矢吹村新田開発など、広大な矢吹が原のごく一部の開拓であるが、その後も新田開発・荒地起返など努力が続けられ多くの汗が流された。

近代の矢吹が原の開拓は、大別すると三期になる。その一は明治初期の安積開墾と軌を同じくする土族開墾であり、その二は大正から昭和一〇年代までの国策による国営・県営の開拓入植である。そして第三は戦後入植による開拓ということになる。

本編は、第二の時期までを主としてあげる資料二八七・二八

八は荒蕪地に入植した旧土族たちの苦闘の跡を教えてくれる。一方、矢吹が原の開拓にとって、農業用水を通すことは、必須条件である。河川の少ないこの地域では、溜池が貴重な水源であったことはいうまでもない。小池・大池などの資料もここに集録した。(資料二八五・二八六・二九五以下)

矢吹が原に水を引くことは、古くから多くの人々の強い願望であった。資料二九〇・二九一は、大和久村星吉右衛門らの計画と建白であり、そのさがけをなすものである。星らの努力は、須賀川の小林久敬の奔走とともに実現をみることなく終ったが、安積疎水の完成と安積平野に展開された大規模開拓、後年、羽鳥用水の完成によって陽の目をみたが矢吹が原開拓の貴重な捨て石となった。羽鳥用水についての関係資料は第六編現代に集録する。

矢吹が原開拓が遅れた原因に前述の用水の問題とさらにもう一つ、御料地・御猟場の介在を挙げることができよう。

大正初期に、矢吹原開墾の基本調査(資料三〇二)が行なわれ、その後も継続し、地元でも資料三〇四(昭和二年矢吹国营開田後援会趣意書)にみられるように機運の高まりをみせるが、組織の開墾がようやく軌道に乗るのは昭和一〇年(一九三三)御料地が県有地との交換で県に移管されてからのことである。

時局の要請もあって、このうち、国营・県営の開墾が並行して進行することになるが、昭和九年(一九三四)刊の「矢吹が原御料地経営並に開墾計画書」は、県移管を目前にした県の意欲的な開墾計画の青写真を示すものである。資料三一七・三一八は更にそれを煮つめたものである。資料三一九は、この県営

開墾事業の成果の一つである称栄部落建設に関する地元資料である。

福島県内の明治から現代に至る開拓関係の総括的叙述と資料は、昭和四四年(一九六九)福島県が刊行した労作「県農地開発史料・全二巻」がある。矢吹が原開拓が明治・大正・昭和前期、第二次世界大戦後にかけて系統的に紹介されている。本編でも多く採録させていただいた。

#### 4 農業

矢吹町の主要産業となっている農業関係資料は、その所在は個人所蔵が割合すくなく、議会々議録の事務報告・勸業の事項などに多く頼らなければならなかった。

近代農法の導入、資料三二一「明治一八年馬耕器使用法伝習会通知」などようやく人力農法から馬力利用の普及の努力がおこなわれている。しかし一般には馬耕器がなく、資料3矢吹原開拓二八七にみられるごとく、馬耕器拝借願が出されている。農作物品種・農業経営・土地所有関係・農業の状況など農業全般について明らかにする資料を可能な限り集録した。

資料三三六以後は、農会・信用組合・購売販売組合など現在の農業協同組合の前進となる農業団体・組織などをあげた。

#### 5 馬産・その他

矢吹町の馬産は主として農耕馬であるが、白河駒の産地として古くから有名であった。資料三五三産馬会社規則、資料三五四郡内馬産状況などにより馬産・取引方法など明らかにする。矢吹での馬糞市は明治一七年(一八八四)ころから始めら

れ、のち常設市場になっている。市場開催中のにぎわいも相当なもので遠くは九州・岐阜・群馬・茨城・近県・近郷・近在から多くの人々が集ったことがわかる。(資料三五八・三五九)  
次に資料三六五以下は、養蚕・煙草・養鶏・茶業の資料を収録した。

特に、繭市場・同乾燥工場の開設・中央煙草合資会社の設立など郡内の中心になっていたことがわかる。また、七窪鶏盛社では鶏市が開かれていたことなど興味深い。

現在はほとんどおこなわれなくなったが茶の製造が町内だけで十六軒の農家で製造販売されていたことがわかる。(資料三八二)

## 6 商工業

この項では、商業・金融・酒造・製糸と唯一の窯業であった石綿焼の資料を集録した。

宿場町として栄えた旧矢吹町の本通りもほとんど半農・半商であったため、商業として独立した商店街が形成されるまでにはかなりの日時を要した。

大正期に入り、三行の銀行が設立されるころになると(資料三九一・三九二・三九四) 活況を呈する。

資料三九六〔矢吹町商工会規約〕は、現在の商工会の前身であろうが直接のつながりはなく別組織である。

資料三九八は東邦銀行矢吹支店の設立の記事で、国策により県内の諸銀行の合併・吸収が促進される一連の動きの中でおこなわれている。

地場産業の一つである酒造についての記録は資料四〇六〔明

治四年矢吹町組酒造仲間記録〕によくまとめられている。

養蚕が盛んになってくると、各地に製糸会社が設立される。矢吹にも合資会社が明治三〇年(一八九七)に設立されるがその規模・設立から廃止までの詳細についての資料はとほしい。

石綿焼は前述の通り本町唯一の窯業で県内でも石川郡沢田村と二ヶ所であった。現在は後継者もなく製作されていない。石綿を主原料とし炭火で焼き、手捻りのため同一のものがなく好事家に珍重され一時は県外に移出されたが、一般の陶器として店頭に出廻るまでにいたらなかったらしい。(資料四〇九・四一〇)

## 7 交通・通信

交通関係資料は、主として阿武隈通船関係、幕末の名残りとしてしばらく存在する助郷、鉄道の開通まで続く乗合馬車、道路関係の資料の一部、鉄道・駅などの資料である。

通信関係資料は、郵便局・電信電話・電気などの資料である。

阿武隈通船関係の資料は非常に多く保存され、第四編近世、8交通、四水運の項に集録の各資料と一連のものであり、幕末の嘉永年間より親子二代にわたる水運事業の努力の足跡である。

その他、交通については、タクシー、乗合自動車も県内では比較的早くから運行されていたらしいが、確かな資料は残念ながら見当たらない。タチ自動車商會が、矢吹―棚倉間の定期バスを運行させたのは昭和二年(一九二七)ころと言うが資料はない。

通信関係では、各郵便局の変遷、電信電話の開通を掲げた。

付として電気関係の資料を加えたが資料四五七〔明治四十四年矢吹町電灯施設と点灯日誌〕は後半が欠けているが貴重な記録である。

（戸石清一・藤田正雄）

以下、三教育・文化、四社会生活に関する資料は紙頁の関係で第4巻、資料編Ⅲに第六編、現代と共に集録するものとする。

# 所載資料目錄

口	繪	938
第四編	近世	940
第五編	近代	947

口 絵

資料名	所在地	所蔵者名	資料名	所在地	所蔵者名
牡丹の絵——酒井抱一筆——	中畑	小針頼晴	雉子塚	中畑	会田キン
中畑陣屋代官松平軍次郎康済の歌	中畑	小針頼晴	御制札・布告	中畑	門谷重夫
農業の絵図△その一▽	大池	石川与志栄	磐城平民政局廻達	中畑	門谷重夫
農業の絵図△その二▽	大池	石川与志栄	白河県庁定	神田	藤井ハル
石綿焼	神田	藤井ハル	磐前県長戸長辞令	大畑	青木政義
絵 紙	中畑	岡崎長成	高田県出張釜子庁の達	中畑	門谷善人
レットテル	中畑	岡崎長成	県会議員点検証	中畑	小針頼晴
レットテル	中畑	岡崎長成	福島県戸長辞令	大和久	星 信之助
こよみ	中畑	岡崎長成	白河県監察局印	須乘	酒井正敏
絵 紙	中畑	岡崎長成	村会議員点検証	大畑	青木政義
絵 紙	中畑	岡崎長成	地籍 図	町	町 有
大正五年 三神村全図	須乘	酒井正敏	字限実測野取図	町	町 有
大正十三年 中畑村全図	須乘	酒井正敏	地租改正事務惣代申付	天栄村	添田文太郎
明治二十六年 神田村全図	神田	藤井ハル	地券之証	須乘	酒井正敏
明治七年 大畑村縮図	大畑	青木政義	地 券	須乘	酒井正敏
国营猟区及び中畑・三神・滑津村営猟区地図	本 町	仲西正次	地籍丈量張	町	有
矢吹国营猟区事務所——矢吹町小松地内——	本 町	仲西正次	戸 籍 簿	須乘	酒井正敏
御猟場職員集会所碑	本 町	仲西正次	戸 籍	須乘	酒井正敏
御猟宣場碑	本 町	仲西正次	明治二十二年矢吹村最古の議事録	須乘	酒井正敏
	本 町	仲西正次	中畑村・三神村簿冊	須乘	酒井正敏

事務引継綴

句額

句額

中畑八景

秋五題

薬師堂

町有

根宿親音堂

三城目御霊神社

中畑小針頼晴

中畑円谷重夫

中畑原宿

### 所載写真

白河藩領三城目村関街道申立書

白河藩領三城目村荷物引継故障一件ニ付申入

白河藩領明岡村長期宿泊願

矢吹宿駅 万 覚

御廻米旗

高田藩廻米仕切帳

高田領助郷一件申渡請書

旗本領大畑村助郷議定書之事

中畑村問屋出入濟口一札

旗本旗大畑村助郷御免歎願

明岡河岸船着場跡

明岡河岸運賃定

川筋普請目論見帳

中畑村寺社改め

金の草鞋

〃

旧矢吹町役場

旧三神村役場

旧中畑村役場

矢吹ヶ原水利に関する星吉右衛門建白書

926 508 508 508 248 247 221 181 177 152 141 121 66 54 32 28 20 16 11 8

第四編 近世

8 交通

(一) 宿 駅

資料 番号	資 料 名	所在地	所藏者名	頁
四一	不詳蒲生秀行奉行満田内丞、矢吹宿問屋ニ付安堵状	内閣文庫		5
四二	慶長一七年三月会津蒲生領中畑村問屋申達	中畑岡崎長成		5
四三	慶安元年一月白河藩領中畑村問屋申立達	中畑岡崎長成		6
四四	元禄七年一月白河藩領三城目村関街道申立書	大池伊藤光之祐		7
四五	元禄一〇年一月白河藩領中畑村問屋取極証文	中畑岡崎長成		8
四六	寛保元年五月白河藩領中畑村荷口藏敷書上之覚	中畑岡崎長成		9
四七	明和二年二月白河藩領三城目村荷物附送り請合一札	大池伊藤光之祐		9
四八	安永六年白河藩領三城目村荷物引継故障一件ニ付申入	大池伊藤光之祐		10
四九	享和三年白河藩三城目村道中荷物差押一件御届	大池伊藤光之祐		11
五〇	文化一一年正月幕領中畑村御廻米問屋願	中畑岡崎長成		13
五一	子八月中畑村荷物取扱ニ付惣村中へ問屋証文	中畑岡崎長成		14
五二	年不詳問屋荷口銭ニ付御返答書	中畑岡崎長成		14
五三	未一一月一七日白河藩領三城目村公用通行用継貸錢	大池伊藤光之祐		15
五四	元禄一三年二月白河領矢吹宿米附馬札下附触れ	中畑岡崎長成		15
五五	文化一〇年二月白河藩領明岡村長期宿泊願	中畑岡崎長成		16

四六 文政六年一月幕領中畑村往来手形  
 中畑岡崎長成 17  
 四七 天保四年幕領中畑村道橋修繕積書上帳  
 中畑岡崎長成 17  
 四八 卯一〇月白河藩領三城目村関街道ニ付返答書  
 大池伊藤光之祐 19  
 四九 安政二年正月・矢吹宿駅万覚  
 本町平山寿満 19  
 五〇 慶応元年五月旗本領村飛脚先触状  
 中畑岡崎長成 27

(一) 廻 米

四三 享保一七年一〇月三春廻米米宿引請証文  
 中畑岡崎長成 28  
 四二 弘化二年一〇月会津廻米いわき出しに付上遠野郷下山田村より返答書  
 中畑岡崎長成 29  
 四一 弘化三年一月会津廻米浜通り御尋ねに付村々返答書  
 中畑岡崎長成 29  
 四〇 嘉永四年六月会津廻米方ニ普請金借用願  
 中畑岡崎長成 31  
 三九 文久四年三月高田藩廻米仕切帳  
 本町平山寿満 32  
 三八 明治元年会津平潟問宿駅問屋調  
 中畑岡崎長成 37

(二) 助 郷

三七 享保一三年五月陸奥守下向につき中畑村人馬割充  
 中畑小針頼晴 38  
 三六 元文元年一〇月横道常陸中奥通継合村々日割  
 中畑小針頼晴 39  
 三五 延享四年一月越後高田領大畑村々書上帳  
 大畑青木政義 41  
 三四 安永七年四月常陸街道助郷村々書上  
 中畑小針頼晴 45  
 三三 安永七年五月越後高田領中畑村松平陸奥守常陸海道通行ニ付助郷人馬出請書  
 中畑岡崎長成 46  
 三二 天明二年八月中畑村惣百姓より四ヶ宿助郷人馬出請書  
 中畑岡崎長成 49  
 三一 寛政五年二月高田藩領中畑村寄人馬割符  
 中畑岡崎長成 51  
 三〇 寛政五年二月高田藩領中畑村寄人馬割  
 中畑岡崎長成 51  
 二九 享和二年二月越後高田領助郷一件被申渡御請書  
 中野目円谷善人 52

四四 享和四年越後高田藩領中畑村四ヶ宿人馬配符留帳

四七 弘化五年二月旗本領大畑村助御議定書之事

四八 嘉永三年三月旗本領中畑村助郷議定取替一札

四九 嘉永四年三月助郷難渋ニ付軟願并ニ寄人馬四ヶ宿議定書

五〇 万延元年一二月矢吹宿外助郷高御免除及増助郷仰渡各宿高并助合高一覽

五一 慶応三年正月助郷役村々議定書

五二 慶応三年三月越後高田領大畑村助郷議定書一札之事

五三 慶応三年三月一六月まで中畑村諸家中通行ニ付寄人馬触留

五四 慶応四年一月より一二月まで中畑村助郷寄人馬割

(助郷訴願)

五五 元禄一〇年二月中畑村問屋荷物配分の不平等および付子駄賃ニ付訴願

五六 延享四年正月中畑村より助郷減免願

五七 延享四年越後高田領中畑村々助郷御免願

五八 延享四年五月在中困窮に付助郷減の願

五九 宝暦一二月七月廻米附送りにつき八ヶ村附子惣代より願書

六〇 明和八年二月中畑村問屋出入済に一札

六一 安永五年二月越後高田領中畑村問屋より人馬助郷願

六二 天明二年五月助郷不参の村あるにつき指名願

六三 寛政四月正月廻米附致さず駄賃稼ぎの者・相札一件

六四 文化三年一二月奥州街道宿駅検断より三城目通し関街道荷物継立差押え再願書

六五 文化八年三月常陸通御継立に付中畑村問屋出入

六六 文化八年一〇月売米運送荷口銭の訴訟

六七 文化一五年二月大畠村外より餐野宿増助郷の願

六八 文化一五年三月棚倉候所替の宿詰難儀につき代助願

中畑岡崎長成 55

大畑青木政義 65

中畑岡崎長成 67

中畑岡崎長成 68

中畑小針頼晴 72

中畑岡崎長成 76

大畑青木政義 77

中畑岡崎長成 78

中畑岡崎長成 88

中畑岡崎長成 111

中畑小針頼晴 113

中畑岡崎長成 114

中畑岡崎長成 117

中畑小針頼晴 119

中畑岡崎長成 120

中畑岡崎長成 121

中畑岡崎長成 122

中畑岡崎長成 124

大畑伊藤光之祐 124

中畑岡崎長成 127

中畑岡崎長成 131

中畑岡崎長成 132

中畑岡崎長成 133





五五 年不詳船乗奉公人証文案

9 寺 社

五六 慶長十四年五月十七日聖護院門跡裁許状

五七 慶長十九年正月普化宗法度書写

五八 寛文四年十二月修驗社家極メ書

五九 延宝三年二月供養塔建立ニ付澄江守東福寺出入内濟願

六〇 宝永七年十一月慈法院讓渡白河町よりの証状

六一 宝永七年十一月中畑慈法院号金三十兩にて白河大殊庵に讓渡受取り村証文

六二 享保七年七月森御殿より被仰出候七ヶ条第二ヶ条目

六三 宝曆十三年二月正福寺薬師堂修覆ニ付境内材木下げ渡し願書

六四 天明二年四月社家修驗注連稜い出入一札

六五 文化元年三城目村澄江寺由緒書

六六 文化六年十一月神主来迎院旦那除キ願

六七 文化十五年二月院代正福寺より子院光明院無断埋葬糺方願書

六八 弘化四年九月正福寺東都遊学暇願い

六九 安政六年十一月石川乘蓮寺普請用材大畑村鎮守社杉入用ニ付村断り一札

七〇 文久三年一月城見寺院号附与出入一札

七一 文久三年三月百姓院号辞退一札

七二 万延元年十月石川乘蓮寺普請用材大畑村鎮守社杉材出入内濟一札

七三 年不詳寺社御奉行所江納置候御請書之控

七四 元禄五年十一月中畑村寺社改メ

七五 寛保四年二月大畑村寺社差出張

七六 寛保四年二月中畑村寺社修驗指出帳

中町 円谷 重夫 205

石川町 石川 頼賢 207

中野目 円谷 善人 207

中畑 岡崎 長成 209

中畑 岡崎 長成 209

中畑 岡崎 長成 210

中畑 岡崎 長成 211

根宿 鈴木 宗次郎 211

中畑 岡崎 長成 211

中畑 岡崎 長成 212

三城目 加藤 忠八 212

中畑 岡崎 長成 213

中畑 岡崎 長成 214

大畑 青木 政義 217

大畑 青木 政義 218

大畑 青木 政義 218

大畑 青木 政義 219

根宿 鈴木 宗次郎 220

中畑 岡崎 長成 222

大畑 青木 政義 223

中畑 岡崎 長成 223

- 五七 安永六年十一月中野目組真言宗寺院書上ケ
- 五八 文政十月十二月大畑村法楽寺寺年貢取立帳
- 五九 天保八年二月大畑法楽寺明細書上帳
- 六〇 嘉永七年七月大福寺什物改帳
- 六一 年不詳八月中畑村寺社書上ケ
- 六二 天保三年十一月村外し人立帰り寺欠入ニ付五人組ニテ御有免願い
- 六三 天保八年五月お咎人共欠入ニ付有免願
- 六四 集不詳咎人寺欠入ニ付有免御礼一札

10 文 化

- 五五 天保年中農家子孫教之草
- 五六 前田慶次道中日記(抄)
- 五七 曾良奥の細道随(行)日記(抄)
- 五八 福島県俳人事典(抄)
- 五九 御霊神社献額(一)
- 六〇 御霊神社献額(二)
- 六一 蝶の遊(抄)
- 六二 奥遊目録(抄)
- 六三 奥の荒海(抄)
- 六四 金の草鞋(抄)
- 六五 北行日記(抄)
- 六六 蝦夷千役志金(抄)
- 六七 あがたの三月四月(抄)
- 六八 白河風土記(抄)

中野目 円谷善人  
 大畑 青木政義  
 大畑 青木政義  
 本町 熊田隼人  
 中畑 岡崎長成  
 大畑 青木政義  
 中畑 岡崎長成  
 大池 伊藤光之祐

中畑 岡崎長成  
 『日本庶民資料集成』第八卷  
 『曾良奥の細道随(行)日記』  
 『福島県俳人事典・続福島県俳人事典』  
 三城目 御霊神社  
 三城目 御霊神社  
 『続々記行文集』

『日本庶民史料集成』第三卷  
 『続々記行文集』  
 県文化センター  
 『日本庶民史料集成』第三卷  
 『岩磐史談』第三卷  
 『続記行文集』  
 町 有



- 一三 明治五年三月中野目村役儀申付警前県達 中野目 円谷 善人 286
- 一四 明治五年三月堤村役儀申付警前県達 中野目 円谷 善人 286
- 一五 明治五年六月戸長以下廃止の福島県達 『国見町史』第三卷 286
- 一六 明治六年二月警前県達正副戸長并伍長の規則・職掌 中畑 岡崎 長成 287
- 一七 明治六年二月堤村伍長申付警前県達 中野目 円谷 善人 291
- 一八 明治六年六月明岡村・明岡新田村・神田村・堤村・松崎村・大畑村伍長申付警前県達 中野目 円谷 善人 291
- 一九 明治六年一二月区画改正・区長戸長用掛什長職制の福島県達 県文化センター 292
- 二〇 明治七年一月区画改正・正副戸長正副伍長廃止の福島県達 県文化センター 293
- 二一 明治七年二月中野目村外六ヶ村戸長申付警前県達 中野目 円谷 善人 293
- 二二 明治七年四月区会所会議開催に関する福島県達 『国見町史』第三卷 294
- 二三 明治七年五月中野目村神田村戸長申付警前県達 中野目 円谷 善人 295
- 二四 明治七年五月大畑村堤村戸長申付警前県達 大畑 青木 政義 295
- 二五 明治七年一〇月用掛への警前県達 新町 佐久間 一二 295
- 二六 明治八年一二月区画改正・区会所位置の県達 新町 佐久間 一二 296
- 二七 明治八年一二月第九区会所 矢吹管轄五十五ヶ村村名 県文化センター 297
- 二八 明治九年三月福島県村々合併分裂改称伺書 県文化センター 297
- 二九 明治九年六月三城目村・松倉村・須乗村村名改称の福島県達 県文化センター 299
- 三〇 明治九年一二月区治職制の県達 県文化センター 299
- 三一 明治一〇年二月町村総代人心得書・総代人選挙法の県達 県文化センター 300
- 三二 明治一一年一月民会議員撰挙事務係心得申付 第九区会処達 中野目 円谷 善人 302
- 三三 明治一一年一月中野目村・明岡村・神田村用係申付 第九区会処達 中野目 円谷 善人 302
- 三四 明治一一年二月中畑村民会議員 中畑 小針 頼晴 303
- 三五 明治一一年四月中畑村会議定の第九区への報告 中畑 小針 頼晴 303
- 三六 第九区区会議員名 中畑 小針 頼晴 304

三	明治一一年四月第九区会議場心得	中畑岡崎	長成	305
三	明治一一年第九区会議布告傳達普及法の決定	中畑岡崎	長成	306
三	明治一一年第九区會議区内取締及安寧風議ニ関スル決定	中畑岡崎	長成	306
三	明治一一年四月民会規則による県會議員点檢証	中畑小針	頼晴	307
三	明治一一年六月中野目村・神田村・明岡村用係申付 第九区会所達	中野目	円谷善人	308
三	明治一二年一月郡役所位置の県達	県文化センター		308
三	明治一二年一月町村用掛・什長廃止の県達	県文化センター		309
三	明治一二年一月郡役所・所長役場名称の県達	県文化センター		309
三	明治一二年一月人民諸願伺届に盛村戸長連印の県達	県文化センター		309
三	明治一二年一月戸長職務概目の県達	県文化センター		309
三	明治一二年一月戸長選挙法の県達	県文化センター		310
三	明治一二年一月戸長等級の県達	県文化センター		310
三	明治一二年一月戸長役場月俸の県達	県文化センター		311
三	明治一二年一月民会規則廃止の県達	県文化センター		312
三	明治一二年二月戸長心得書の県達	県文化センター		312
三	明治一二年二月戸長役場設置の県達	県文化センター		313
三	明治一二年三月明岡村外四ヶ村戸長申付の県達	中野目	円谷善人	314
三	明治一二年三月明岡村・外四ヶ村戸長給金ノ事県達	中野目	円谷善人	314
三	明治一二年三月町村会規則の県達	県文化センター		314
三	明治一三年六月高林村・柿之内村両村へ戸長役場設置の県達	県文化センター		319
三	明治一五年一月明岡村外四ヶ村戸長申付福島県達	中野目	円谷善人	319
三	明治一五年一月明岡村外四ヶ村戸長給金の事県達	中野目	円谷善人	319
三	明治一六年二月戸長役場位置改正の県達	中野目	円谷善人	319
三	明治一七年六月世話掛設置の県達	県文化センター		320





- 一〇七 明治七年七月繩替廃止による矢吹村議定書
- 一〇八 明治八年一二月地租改正調査料領収書
- 一〇九 明治八年三月地租改正調査万控(抄)
- 一一〇 明治一一年地券
- 一一一 明治三年須乗村貢税割付
- 一一二 明治六年須乗村貢税割付
- 一一三 明治七年須乗村貢税割付
- 一一四 明治八年須乗村地租割付
- 一一五 明治六年中野目村雑税皆済目録
- 一一六 明治七年中野目村貢税皆済目録
- 一一七 明治七年中野目村雑税皆済目録
- 一一八 明治八年中野目村租雑税皆済証
- 一一九 明治九年中野目村地租皆済証
- 一二〇 明治八年神田村地租税金取立帳
- 一二一 明治一二年三城目村地方税地価割賦課取立帳

3 行 政

- 一二二 明治元年戸籍編製の法達
- 一二三 明治元年他所人來住奉公人雇入仕法の達
- 一二四 明治三年一月太政官達
- 一二五 明治三年一月縁組規則の太政官達
- 一二六 明治三年一月大改革につき扶持米差止高田藩達
- 一二七 明治三年一二月席順の定
- 一二八 明治四年戸前を三等に分ける規則

中畑岡崎長成	中畑岡崎長成	中畑岡崎長成	中畑岡崎長成	中畑岡崎長成	中畑岡崎長成	中野目	中野目	中野目	中野目	中野目	中野目	須乗酒井正敏	須乗酒井正敏	須乗酒井正敏	須乗酒井正敏	中畑岡崎長成	新町佐久間一二	中畑岡崎長成	本町熊田俊一		
420	420	419	419	418	417	416	403	400	399	399	398	397	397	396	394	393	390	389	387	386	386

二二	明治四年七月	中畑陣屋引払に就き払い下げ願の件	中畑	岡崎	長成	421
		付御引渡目録				
二三	明治四年八月	達脱刀勝手ノ事	中畑	岡崎	長成	421
二四	明治四年一月	二月太政官達治水修路の件	中畑	小針	頼晴	424
二五	明治四年九月	白河県庁庶務局より高田県出張所釜子庁への出頭についての達	中畑	岡崎	長成	424
二六	明治四年九月	高田県出張釜子庁より扶持米差遣す事	中野目	円谷	善人	425
二七	明治七年三月	福島県第一三区会所より非常の場合の心得・規則などの達	大池	伊藤	光之祐	426
二八	明治七年一〇月	警前県回達	新町	佐久間	一二	428
二九	明治八年七月	祝日祭日の定め	本町	熊田	俊一	428
三〇	明治八年五月	太政官札民部省札兌換証券通用停止につき交換の警前県達	新町	佐久間	一二	429
三一	明治九年三月	帯刀禁止布告	中畑	小針	頼晴	430
三二	明治九年六月	明治天皇御巡幸御昼宿割記	本町	佐久間	光男	430
三三	明治九年六月	明治天皇御巡幸の際矢吹奉迎のようす		県立図書館		433
三四	明治九年六月	明治天皇御巡幸の際の矢吹のようす		県立図書館		433
三五	明治九年六月	御通輦奉迎人取締道路掃除世話係申付第九区会所達	中野目	円谷	善人	433
三六	明治九年九月	旧度量衡検査の達	中野目	円谷	善人	434
三七	明治九年九月	畜犬規則	中野目	円谷	善人	434
三八	明治九年九月	戸籍事務に關する達	中野目	円谷	善人	434
三九	明治九年九月	第九区会所出頭・退出時間	中野目	円谷	善人	435
四〇	明治一四年	明治天皇御通輦の際道路修繕に付感謝状	中野目	円谷	善人	435
四一	明治一八年	五月中畑村へ戸長役場達	宇都宮	石井	亘	436
四二	明治二〇年	民度区画区域調	中畑	岡崎	長成	436
四三	明治二二年	八月七日矢吹村会議事録	町	県文化センター		440
四四	明治二二年	一〇月矢吹村吏員給額	町			443

一三	明治二三年矢吹村事務報告	町	有	444
一四	明治二四年矢吹村事務報告	町	有	445
一五	明治二五年一月二月中畑村長山本重承解職請求ヲ拒絶スル請願書	町	有	445
一六	明治二六年三月矢吹村吏員俸給支給規則規定の建議書	町	有	446
一七	明治二六年八月三神村長認可書	町	有	446
一八	明治三七年矢吹町事務報告	町	有	446
一九	明治四〇年三神村事務景況報告	町	有	449
二〇	明治四〇年道路修繕ハ町費ヲ以テ請負セラシムルの建議	町	有	451
二一	明治四〇年矢吹町議會細則設定の建議	町	有	451
二二	明治四〇年矢吹町會議細則	町	有	452
二三	明治四四年一二月中畑村行政監視復命書	町	有	457
二四	大正三年一月中畑村監視復命書	町	有	458
二五	大正三年一月三神村監視復命書	町	有	459
二六	大正三年一月矢吹町監視復命書	町	有	460
二七	大正三年一二月矢吹町監視復命書	町	有	461
二八	大正四年一月一日天皇即位礼奉祝式	町	有	464
二九	大正四年天杯奉授二十五年以上勤続者表彰式並ニ納税組合表彰式順序	町	有	465
三〇	大正四年天皇即位礼に当り火災警防上の注意	町	有	466
三一	大正六年中畑村事務報告	町	有	467
三二	大正一四年二月中畑村役場新築ノ件	町	有	470
三三	大正一五年三月白河区裁判矢吹出張所貸付	町	有	470
三四	昭和一一年二月衆議院議員選挙投票の心得	町	有	471
三五	昭和一六年町村に対する政府の指示事項	町	有	471
三六	昭和一九年三神村事務報告	町	有	475











3 矢吹原開拓

二六三	明治元年六月矢吹宿方地方開發手入ニ付願上	本町	熊田俊一	656
二六四	明治三年三月須乗村起返り御願書	須乗	酒井正敏	657
二六五	明治四年荒蕪不毛之地払下げについて大蔵省達	中畑	岡崎長成	658
二六六	明治一二年小池下堀池所有の保証	本町	熊田俊一	658
二六七	明治一二年二月大池所有ノ保証	本町	熊田俊一	659
二六八	明治一七年官有地拝借願・他	稲荷釜	古川茂三郎	659
二六九	明治一七年開墾所移住願・他	稲荷釜	古川茂三郎	269
二七〇	明治一八年皇宮地附屬組替通知	中畑	岡崎長成	674
二七一	明治一八年矢吹ヶ原に用水を開くについて星吉右衛門の建白書	大和久	星信之助	674
二七二	明治三〇年猪苗代湖水を通水し開田する計画星吉右衛門等	大和久	星信之助	676
二七三	明治二二年神田官地溜池拝借願	中野目	大木守之	677
二七四	明治二四年一〇月大和久村堰用水普請ニ付定約証	本町	熊田俊一	678
二七五	明治二四年一二月水路工事ニ付大福寺との契約書	本町	熊田俊一	679
二七六	明治二三年一二月大池拝借に関する願	本町	熊田俊一	679
二七七	明治三九年一月大池拝借に関する願	本町	熊田俊一	680
二七八	明治四四年一月大池拝借に関する願	本町	熊田俊一	683
二七九	阿武隈川の水利に関する卑見の覚書	本町	熊田俊一	683
二八〇	大正五年一〇月大池拝借に関する願	本町	熊田俊一	686
二八一	昭和一一年一〇月矢吹鏡石の原野開発についての概文	本町	熊田俊一	686
二八二	昭和一九年中畑村土地改良水田造成小用排水事業施行について	町	熊田俊一	687
二八三	大正五年矢吹原開墾基本調査成績	町	熊田俊一	688
二八四	大正一三年矢吹ヶ原土地利用調査結果	町	熊田俊一	688

県立図書館

688

県立図書館

688

町有

687

熊田俊一

686

熊田俊一

686

熊田俊一

683

熊田俊一

683

熊田俊一

680

熊田俊一

679

熊田俊一

679

熊田俊一

678

大木守之

677

星信之助

676

星信之助

674

岡崎長成

674

古川茂三郎

269

古川茂三郎

659

熊田俊一

659

熊田俊一

658

岡崎長成

658

酒井正敏

657

熊田俊一

656





三三 昭和一九年三神村農業会の発足

5 馬産・その他

三神農業協同組合

773

三三 明治二年矢吹宿当方駒改め

本町熊田俊一 776

三五 明治二三年福島県産馬会社西白河支社規則

中畑岡崎長成 777

三五 明治二三年西白河郡内馬産状況

本町熊田俊一 785

三五 明治二五年駒競売馬数並日割

本町熊田俊一 783

三五 矢吹町馬市場取引調

本町熊田俊一 785

三五 大正六年馬壳渡証

新町佐久間一二 786

三五 大正一〇年矢吹糶牛馬商宿泊簿

本町熊田俊一 786

三五 大正一一年馬糶宿屋収支調帳

本町熊田俊一 795

三五 大正六年種付牝馬検査ノ依頼

新町佐久間一二 800

三五 昭和一四年種牡馬共同購入補助並幹旋

弥栄愛沢晃 801

三五 三神村牧畜生産調

三神小学校 801

三五 中畑村牧畜生産調

中畑小学校 802

三五 矢吹町牧畜等生産物調

中畑岡崎長成 802

三五 明治一八年養蚕講演会通知

中畑岡崎長成 803

三五 明治一九年養蚕改良談話会通知

中畑岡崎長成 803

三五 大正一三年公設矢吹繭市場仮規程

本町熊田俊一 807

三五 大正一三年公設矢吹繭市場出資者名簿

本町熊田俊一 803

三五 西白河郡養蚕同業組合矢吹繭市場倉庫貸借契約書

本町熊田俊一 808

三五 大正一四年繭乾燥工場竣工届

本町熊田俊一 808

三五 三神村養蚕業の状況

三神小学校 808

三五 中畑村養蚕実行組合

中畑小学校 809







四一	矢吹駅主要記事								
四二	矢吹・白河・須賀川各駅勢の推移								
四三	矢吹駅駅勢の推移								
四四	矢吹駅発着列車回数推移								
四五	昭和三年度矢吹駅勢調								
四六	矢吹駅構内に発生した主要事故								
四七	矢吹郵便局の沿革及局舎								
四八	矢吹郵便局取扱業務の変遷								
四九	明治一六年四等郵便取扱役辞令								
五〇	明治二三年矢吹郵便局に対する慰勞								
五一	明治四三年電信架設費への矢吹町よりの寄付出願								
五二	大正一二年矢吹町特設電話組合規約								
五三	大正一三年矢吹町電話施設開通について								
五四	中畑郵便局沿革及取扱業務の変遷								
五五	三神郵便局沿革及取扱業務の変遷								
五六	昭和一〇年三神郵便局電話架設について三神村より寄付								
五七	明治四四年矢吹町電燈施設と点灯日誌								
五八	須賀川町電気部よりはじめて点灯のころのパンフレット								
		宇都宮	石井	矢吹郵便局	中畑郵便局	三神郵便局	町	小松	宇都宮
		石井	矢吹郵便局	中畑郵便局	三神郵便局	町	真船	石井	石井
		有	有	有	有	有	貞夫	有	有
		亘	亘	亘	亘	亘	夫	亘	亘
		913	913	915	915	915	916	916	923
		913	913	913	913	910	908	907	906
		913	912	911	910	908	907	906	905
		913	912	910	908	907	906	905	904

# 本巻資料提供および協力者

東京都	宮内庁書陵部	〃	白河営林署矢吹第一苗畑
〃	国立公文書館	〃	畑
福島市	福島県教育庁	〃	白河営林署矢吹第二苗畑
〃	福島県文化センター	〃	畑
〃	福島県歴史資料館	〃	私立聖和幼稚園
国見町	福島県立図書館	〃	白河地方広域市町村圏消防署矢吹分署
郡山市	国見町史編纂室	〃	国有鉄道矢吹駅
須賀川市	日本専売公社郡山地方局	〃	矢吹郵便局
〃	須賀川市立図書館	〃	三神郵便局
〃	須賀川市立博物館	〃	中畑郵便局
白河市	白河市立図書館	〃	東邦銀行矢吹支店
〃	白河農業協同組合	〃	白河信用金庫矢吹支店
〃	東北農政局福島統計情報事務所白河出張所	〃	矢吹町農業協同組合
〃	白河保健所	〃	中畑農業協同組合
矢吹町	福島県立矢吹高等学校	〃	白河農業協同組合三神事業所
〃	福島県農業経営研修所	〃	矢吹町農業共済組合
〃	矢吹教場	〃	県南酪農協同組合連合会
〃	福島県立矢吹病院	〃	矢吹町有線放送電話協同施設協会
〃	白河警察署矢吹警察官派出所	〃	





# 矢吹町史編纂関係者（順不同）

矢吹町長 仲西藤次  
 助役 近藤正三  
 収入役 関根正吾  
 教育長 小林重孝

## 矢吹町史編纂委員会委員

委員長 小林重孝  
 委員 田谷善人 文化財保護審議委員  
 鈴木栄 “ ”  
 藤井隆繁 “ ”  
 広瀬昌弘 “ ”  
 佐藤隆 “ ”  
 菊地啓二 “ ”  
 井上正博 “ ”  
 水戸豊子 “ ”  
 佐久間春雄 “ ”  
 蛭田忠良 教育委員  
 佐藤政信 “ ”  
 星祐聖 “ ”  
 藤田二郎 “ ”  
 幕田耕郎 中央公民館長  
 藤井森正 公民館三神分館長

## 矢吹町史編纂専門委員

野崎直吉 “ 中畑分館長  
 仲西昌弘 “ 矢吹分館長  
 近藤正三 助役

監修 ○小林清治 福島大学教授

○宗像喜代次 元県史編纂室長

○石井亘 元泉崎第一小学校長

目黒吉明 県文化センター遺跡調査課長

永山倉造 須賀川市立博物館

星圭之助 町教育委員会社教係長

○田中正能 県文化財保護審議委員

○菅田宏 県文化センター歴史資料課長

○鈴木安信 須賀川市文化財保護審議委員

○岡崎長成 矢吹町郷土史研究会員

○阿部常三郎 国史館大学国史研究室部員

○戸石清一 県立須賀川高校教諭

○金子誠三 県立白河高校教諭

○仲西正次 元矢吹町長

○石田豊秋 矢吹救護園長

○鎌田善治 前公民館中畑分館長

○会田安 前農業経営研修所矢吹教場

永山 祐三 民俗学研究者

井戸沼 俊 穎 前中央公民館長

渡辺 誠 獅子舞保存鎌倉会長

(○印本巻執筆名)

幹事 水戸亥三郎 室 光夫 松井 文雄

遠藤 一男 小林 董聡 芳賀 博

円谷 正 上田 晴一 加藤 政義

草野 博夫 大沼 重一 川上 重俊

室 活夫 薄葉 兼吉 野木 三良

坂路 富郎 小林 晃 国馬 正三

小室ハルヨ 星 圭之助 長谷川光治

編纂室 藤田 正雄 円谷 善人 伊藤 吉恵

(前任者)

編纂委員(故)浅川 和茂 (故)矢内 正大 (故)小針弥太郎

横川 清 小林 栄 荒明喜代亥

幹事 鈴木 三己 岩谷 好 青木 修一

幹事 鈴木 新一 岩谷 好克

編纂室 鈴木 栄

矢吹町史（第二回配本）

第三卷 資料編Ⅱ

近世・近代資料

発行日 一九七八年九月

編纂者 矢吹町

福島県西白河郡矢吹町字一本木三

製作歴史春秋社

印刷北日本印刷

会津若松市門田町中野